

## 第3回妹背牛町議会定例会 第1号

令和3年9月9日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1) 会務報告
  - 2) 例月出納検査報告
  - 3) 財政健全化判断比率報告
  - 4) 町長 行政報告
  - 5) 教育長 教育行政報告
- 4 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 5 報告第 3号 専決処分の報告について（令和3年度妹背牛町一般会計補正予算（第6号））
- 6 報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 7 報告第 5号 専決処分の報告について（令和3年度妹背牛町一般会計補正予算（第7号））
- 8 同意第 2号 妹背牛町教育委員会教育委員の任命について
- 9 一般質問
  - 1) 渡 辺 倫 代 議員
  - 2) 鈴 木 正 彦 議員
  - 3) 石 井 喜久男 議員
  - 4) 広 田 毅 議員
  - 5) 宮 崎 博 議員
  - 6) 田 中 春 夫 議員
  - 7) 佐々木 和 夫 議員
- 10 認定第 1号 令和2年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第 2号 令和2年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第 3号 令和2年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第 4号 令和2年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 14 認定第 5号 令和2年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入

歳出決算認定について

- 1 5 認定第 6 号 令和 2 年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 1 6 認定第 7 号 令和 2 年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 1 7 議案第 3 9 号 妹背牛町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年度～令和 7 年度）について
- 1 8 議案第 4 0 号 令和 3 年度妹背牛町一般会計補正予算（第 8 号）
- 1 9 議案第 4 1 号 令和 3 年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 2 0 議案第 4 2 号 令和 3 年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 1 発議第 6 号 妹背牛町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 2 2 発議第 7 号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
- 2 3 発議第 8 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 2 4 発議第 9 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 2 5 発議第 1 0 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書
- 2 6 閉会中の継続審査及び所管（所掌）事務調査の申し出について

○出席議員（10名）

- |     |     |       |       |     |       |
|-----|-----|-------|-------|-----|-------|
| 1 番 | 宮 崎 | 博 君   | 2 番   | 渡 辺 | 倫 代 君 |
| 3 番 | 鈴 木 | 正 彦 君 | 4 番   | 石 井 | 喜久男 君 |
| 5 番 | 広 田 | 毅 君   | 6 番   | 佐々木 | 和 夫 君 |
| 7 番 | 小 林 | 一 晃 君 | 8 番   | 田 中 | 春 夫 君 |
| 9 番 | 赤 藤 | 敏 仁 君 | 1 0 番 | 渡 会 | 寿 男 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- |         |     |         |
|---------|-----|---------|
| 町 長     | 田 中 | 一 典 君   |
| 副 町 長   | 廣 瀬 | 長 留 次 君 |
| 教 育 長   | 石 井 | 美 雪 君   |
| 総 務 課 長 | 滝 本 | 昇 司 君   |

企画振興課長	廣 澤	勉 君
住 民 課 長	清 水 野	勇 君
健康福祉課長	河 野 和	浩 君
健康福祉課参事	廣 田 龍	子 君
建 設 課 長	西 田 慎	也 君
教 育 課 長	山 下 英	俊 君
農 政 課 長	廣 田	徹 君
農委事務局長	篠 原 敬	司 君
代表監査委員	菅 原 竹	雄 君
農 委 会 長	瀧 本 賢	毅 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅	一 光 君
書 記	山 下	仁 美 君

◎開会の宣告

○議長（渡会寿男君） ただいま議員全員の出席がありますので、これより令和3年第3回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（渡会寿男君） 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） 皆様、おはようございます。本日まで長い夏が続き、やっと涼しさが参ってきたところでございます。本町の基幹産業であります農業のほうも米価の不安はあったとしてもたわわに実って、これが安全に刈り入れが終わって安心した秋を迎えられることを祈っておるところでございます。それから、感染症に関してですけれども、本日の新聞を皆様も御覧になったように9月いっぱい延期されるという事態になるようでございます。私たちの町も感染症対策をしっかりと行いながら、この時期を皆さんと一緒に乗り越えていきたいと思っております。本日は、よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（渡会寿男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、田中春夫君、赤藤敏仁君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（渡会寿男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月9日と10日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（渡会寿男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、財政健全化判断比率報告、以上3件はお手

元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

#### ◎町長の行政報告

○議長（渡会寿男君） 4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（田中一典君）（登壇） それでは、6月の第2回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

最初に、建設工事等の発注状況についてでございますが、お手元にお配りしてございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思えます。

2番目の主な政務につきましてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で軒並みイベント等が中止となるなど、昨年に引き続き町民の生活にも大きな影響を及ぼし、町内の経済活動も停滞する中、住民の感染予防対策としてワクチン接種をはじめ、プレミアム商品券の販売、地域経済循環応援助成金、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金等による経済活動活性化並びに町内事業者への支援対策、さらには保育所の副食費、学校給食費の無料化など、国の地方臨時交付金等を活用した施策を行ってまいりました。今後におきましても新型コロナウイルス感染症に対応した様々な事業を展開してまいります。その他の政務につきましては、後ほどお目通しをお願いします。

3番目に、今後予定されております主な行事についてでございますが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、昨年に引き続き町民まつりをはじめ、遊歩市や収穫感謝祭、敬老会などが中止、さらには文化祭も中止されると伺っているところでございます。また、例年この文化祭の場を借りまして本町の発展に貢献されました方々の表彰を行っておりましたが、文化祭の中止に伴い、町条例による表彰式につきましては11月上旬に役場庁舎にて挙行する予定となっておりますことを申し添えまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長の行政報告を終わります。

#### ◎教育長の教育行政報告

○議長（渡会寿男君） 5、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（石井美雪君）（登壇） 6月1日から8月31日までの教育行政についてご報告申し上げます。

一般庶務関係では、7月8日、空知管内市町教育委員会教育長会議が開催され、教職員の服務規律の保持に努めるよう指導がありました。8月27日、全道市町村教育委員会教育長会議では、緊急事態宣言下での学校における新型コロナの感染対策について情報共有をしております。

次に、学校教育です。6月5日、妹背牛小学校大運動会では、前日の大雨で心配してお

りましたが、教職員はじめ、PTA役員によるグラウンド整備活動により開催することができました。6月28日、教育委員会学校訪問では、経営計画の説明や授業参観を行いました。

最後に、社会教育です。7月26日から8月4日までいきいきラジオ体操を行い、延べ189名の参加をいただきました。

その他の事項につきましては、後ほどお目通しをお願いしまして、教育行政報告といたします。

○議長（渡会寿男君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第2号及び日程第5 報告第3号

○議長（渡会寿男君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）及び日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（令和3年度妹背牛町一般会計補正予算（第6号））の2件については、関連がありますので、一括して報告を行います。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

初めに、報告第2号。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 終わります。

次に、報告第3号。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 終わります。

質疑を終わります。

これで報告第2号及び第3号の報告を終わります。

◎日程第6 報告第4号及び日程第7 報告第5号

○議長（渡会寿男君） 日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）及び日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（令和3年度妹背牛町一般会計補正予算（第7号））の2件については、関連がありますので、一括して報告を行います。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

初めに、報告第4号。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 終わります。

次に、報告第5号。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 終わります。

質疑を終わります。

これで報告第4号及び第5号の報告を終わります。

◎日程第8 同意第2号

○議長(渡会寿男君) 日程第8、同意第2号 妹背牛町教育委員会教育委員の任命についてのを議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(廣瀬長留次君) (説明、記載省略)

○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより同意第2号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第9 一般質問

○議長(渡会寿男君) 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番(渡辺倫代君) (登壇) 通告に従い、質問させていただきます。

現在のコンプライアンスは、法令等遵守とされ、単なる法令遵守にとどまらず、法令を超えた社会規範や社会道徳、住民の期待に応えることなど、広く捉えられるようになって

きています。地方公務員のコンプライアンスの確保、推進を条例に定める自治体や条例以外に倫理に関するルールを規則、訓令、指針などで規定を設ける例は少なくありません。国の国家公務員倫理法、平成11年8月の第43条で地方公共団体等の講ずる施策の規定があり、国の公務員に準じて必要な措置を講ずるよう努めなくてはならないとあります。空知管内の例を取りますと、月形町では月形町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例及びその条例に基づき月形町倫理規則が策定されております。また、北竜町では、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分すべきものと判断した事案について厳正かつ公平に行うために北竜町職員の懲戒処分等に関する基準を詳細に設けておられます。そこで、妹背牛町のコンプライアンスに関する条例及び関連規則等は、時代に即して整備されているのかどうか、現状についてお聞きいたします。

また、日頃から不祥事の起こらないように万全の体制を整えられているとは思いますが、仮にルール違反、職員の職務について、あるいは違法行為が疑われる事案があった場合にしかるべき処分を検討、決定するまでの具体的な過程をお聞きいたします。

そして、コンプライアンス体制の保持と推進についても具体的にお伺いいたします。

次に、町長の組織管理について次の観点から質問いたします。まず、田中町長の地方自治体の長としてのコンプライアンスに関してどのようなお考えなのかをお伺いいたします。

また、田中町政の4年間で内部統制にどのように取り組まれたのかをお伺いいたします。再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 本町におけるコンプライアンス体制についてご答弁申し上げます。

ご質問のコンプライアンスに関しては、その多くが法令等の遵守義務などを定める地方公務員法に基づいておりますが、町としても職務上のルールを定める職員服務規程や法令違反など適正な処分を科すための職員分限懲戒審査委員会規程、あるいは交通事故等に対する処分基準など関係規程を設けてございます。また、コンプライアンス違反があった場合、例えば業務上のミスや不祥事の場合には理事者で判断した処分内容が降任、休職などの分限処分または戒告、免職などの懲戒処分に当たらないと認める場合には口頭注意などの処分とし、分限、懲戒処分に当たると認める場合には町長が分限懲戒審査委員会に処分内容を諮問し、委員会はその処分を審査、その結果を町長へ答申するという流れで処理をしております。本町では、これら不祥事対策としてのコンプライアンスに限定した条例等は特に制定はしておりませんが、コンプライアンスの推進という面では職員研修の実施など法令遵守はもとより、倫理の向上に努めることでその体制を確保するよう取り組んでございます。その職員研修でございますが、平成27年度に全職員を対象とした外部講師によるコンプライアンス研修を実施して以降、毎年コンプライアンスに関連したモラルやマナー、町民サービスの向上などを目的として継続的に実施しているほか、空知町村会主催でコンプライアンスに関する研修、例えば新規採用職員を対象とした基礎研修、採用後

2年目の職員を対象とした初級研修など、該当者があれば受講をさせていただきます。また、私ども総務課担当者でも新規採用職員を対象に奉職前の3月に法令遵守をはじめ、モラルなど町職員としての心構えや服務規律について研修を行っているところでございます。このほか、昨年からの取組になりますが、各課親睦会など職員が管理する任意団体の会計処理について帳簿や通帳の確認など不祥事のないよう努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長。

○町長（田中一典君） 議員の質問にお答えいたします。

私のコンプライアンスの考え、それからこの4年間の内部統制にどう取り組んだかというご質問でございます。まず、コンプライアンスの考えでございますけれども、私がまだ議員のときに妹背牛町役場におきまして不祥事がございました。そのときにコンプライアンス重視ということで、やっぱり研修を行うべきではないかということで、今議長であります方から妹背牛町にそういう検討を求められる一般質問もございました。そんな中でコンプライアンスの研修を恐らく妹背牛では初めてやったのではないかと考えております。その後には今度はアンガーマネジメント、つまり人間と人間ですから、そこに怒りが湧いたときにどういうふうに分をコントロールして町民、あるいは職員同士、あるいは業者との関係でスムーズな関係をつくれるかという研修会も行ってございます。私としましては、そのときに経験した妹背牛町の役場職員の大きな衝撃がいまだに生きておまして、非常に注意深くいつも仕事に向き合っているということを現在まで確認してきております。私が町長になりました2017年12月3日からでございますけれども、毎月1度の課長会議、それからその中で訓話というわけではございませんけれども、毎回起こっている出来事、それからこれから1か月間気をつけなければいけないこと、毎回そのときに訓話のような形で職員には自分たちの公務員としてのプライド、それから公僕としての仕事の在り方、そういうものを個々に即して時宜に応じて語ってきたところでございます。私が新人の町長であることもありまして私自身も緊張しておりますし、職員もまたそこにおいて一緒に妹背牛町の町政に対して真摯に向かっているという姿勢をずっと維持してきていただけていると思います。近隣では、いろんな不祥事が起こっておりますけれども、私のところでは幸いそういう大きな事故は今のところ起こっておりません。ただ、これに関しては、私は油断しているのではなく、日頃から皆さんが充分注意してこのことに当たっていらっしゃることで、それから議会の皆さんが目を光らせてそういう事態を見ていただけていること、そして町民の信頼を勝ち得るために役場職員と一緒に頑張っていることをご報告させていただきたいと思っております。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） 総務課長と町長よりのお答えをいただきましたが、私がまずこの質問をしようと思いましたが、6月、月形町での不祥事がございました。それから、8

月が北竜町でございました。月形町も北竜町も自分たちの条例、あるいは基準に基づいて公表されていたわけです。本人が特定されないように、年齢であるとか男女が分からないように一応公表されておられました。それで、今町長がお答えのように、幸いうちでは起こっていないというお答えでございましたので、大変それは私も幸いなことだと思いますが、今妹背牛町職員分限懲戒審査委員会、これを大きな事案が生じた場合にみに設置されているのではないかと思います。懲戒処分のうち、例えば戒告、減給くらいの処分の折には設置されているのかどうかということもすごく疑問でございます。それとも、妹背牛町自体に違反自体が存在しないという解釈でよろしいでしょうか。

それから、先ほど課長からいろいろ研修会が行われているというお話を伺いましたが、例えば新人さん、採用職員2年の間にその研修をするというのは大変大事なことなのですが、ある意味当たり前のことを時間を割いて研修をするというのはブラックジョークのようなことでありまして、日々のよい習慣が積み重なってきちっとコンプライアンスが守られるということになるのではないのでしょうか。1件の重大事故の背景には29の軽い事故で、それから300件のヒヤリ・ハットと言われております安全工学のヒヤリ・ハットの法則もございます。それで、ほぼ懲戒処分に至らない指導上の注意は、例えば交通違反などではあったと思うのです。交通違反の事故に関する処分規定を見ましたときに、例えば先ほどありました16万7,000円と、それから37万円ですか、それを当てはめてみましたら、運転責任があつて損害額が50万円以下であるなら5点ですから、注意は20点以上で40点未満と書いてありますので、先ほどの専決処分の事案はそもそも注意にも当たらないのだなということが分かりました。何かあった場合、それを町民に直接伝える場合は明るみに出ますけれども、庁内のみであったとして職員間でもあれはどうなったのだろうという疑心暗鬼になる心配があるのではないかなと思います。正しく法令遵守している職員の方のモチベーションが下がらないようにしていかなければならないということがあると思います。

今国がつくった複雑な制度の下に自治体は置かれていますから、税制度についても先日もありましたが、他の町では課税ミスのニュースが後を絶ちません。しかし、複雑な仕組みからミスではなく、例えばこういう例があります。これは、十勝の池田町の例です。タクシー使用料の支払いの遅れ、それを隠すために私費による支払いというのがございました。遅れたから、自分のお金で払ってしまったということです。当該事実を隠蔽するために私費で支払うという不適正な会計処理を行った総務課の主事、20歳代の人なのですが、例えばそういうことがないとは思いますが、滝本総務課長ならどのような判断されますか、こういうことがあった場合。例えばきちっと詳細な基準が定められていると、判断を迅速に行うことができるのではないのでしょうか。これは、処分は減給5%、1か月となっております。これは、池田町の減給処分の8段階の2番目に軽いほうになります。詳細な基準が記されておりますので、妹背牛の場合はどうなのかと見た場合、減給については僅か1行です。それは、何かあったときにまた対応されるのですが、1日以上6か月以下

の期間、給料の月額10分の1以下を給料から減ずる、非常に分かりにくいです。その都度先ほど言いましたように対応されるのですが、そもそもタクシー代の私費支払いが分かったときに口頭注意だけで処分にも当たらないのではないだろうかと思っていました。

1件だけだったらまだいいのですが、これは本州のある市の例ですが、新聞代の二重払いが問合せにより判明しました。要するに新聞代の支払いのやり方が分からなくて、自分の口座から私費で新聞代を払っていたのです。その調査中に実にその方が担当していた施設修繕業務委託13件、230万円の私費支払いが分かったわけです。遅れている支払いは43万円、後ほど市会計から公費支払いによる入金の後、職員に返金してもらうということが起こりました。それは、小さな新聞代から発覚したのですが、この方の処分は本人の減給10分の1、1か月です。ほかに、管理監督者の上司が3名、戒告処分を受けておられました。しかしながら、これは明らかに公開するというのにのっとなって公開されておりますので、それが明るみに出ますけれども、その明るみに出すということは非常に大事なことだと思います。これは、妹背牛のほうも整備する必要を感じます。

8月、北竜町では、発表のときにこのように新聞にも載ったのですが、地方公務員法第29条第9項の規定に基づき、職員の懲戒処分を次のとおり行いました。北竜町懲戒処分等に関する基準第9条、処分の公表に基づき下記のとおり公表いたします。ですから、きちっと条文に処分の公表に基づき公表しますとあります。そして、新聞にも出ましたけれども、ホームページには例えば指定管理の方だったのですが、停職6か月であったというのがきちっと明記されたわけです。月形町の件も先ほど言いましたが、一応仕事をほっておいて、雪で壊れたところをほっておいて遅くなった、その処分が新聞にも出ておりました。ですから、振り返ってこちらの事案が妹背牛では起こらないと思います。先ほど本当に町長が言われたように、日々皆さん努力されておりますので、起こらないと思いますが、仮に起こったと考えたときに妹背牛の条例で迅速に公正に対応できたのかどうかということを考えてしまいます。もちろん先ほど答弁いただきましたように、地方公務員法29条に基づき対応いたしますと答えられると思いますが、詳細な公表基準も妹背牛にはありません。かつての免職事案以来、先ほどおっしゃったように不適正な会計処理も懲戒処分相当な事案はないとお答えですから、全てのことに口頭注意、何かあってもそんな大きなことはなかった、それで済ませてよいものだろうかということになると思います。組織の中へ向けて隠蔽になるような、後で分かったときに信頼回復は大変難しくなります。事実の正確な確認に基づいて、その後の適切な取組の方向を背景に迅速な公表ができるように、その公表に関しても整えていくべきではないかと思えます。

次に、町長のコンプライアンスに関してお答えいただきましたが、町長は議会選出の監査委員も経験されておられます。町長立候補の折には、役場改革も唱えられておられました。その観点から、コンプライアンスに関しては大変高い認識をお持ちだと思いますが、内部統制という言葉の意味がちょっと私とは違っておりましたので、内部統制というもの

をどのように捉えられておられるのか分からないのですが、内部統制ということはきちっと国が整備され、内部統制は政令指定都市であればそれを設計するガイドンスもできております。リスクを低減する仕組みである内部統制という発想というのは御存じだと思いますが、それを整備して運用していくということなのですが、非常に首長であるトップである人の考え方が最も大きな影響を与える重要なものであります。町長は、多分分かっていると思いますが、内部統制というのは言葉で言いますと、地方公共団体における内部統制というものは地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるよう事務を執行する主体である長自らが行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保することが内部統制であるとうたわれています。長の意識が最も大きな影響を与える重要なものであるということでもありますので、町長が今何も起こっていないから大丈夫であるということではなく、この内部統制を進めていくことにより不正とか事故とか発生防止ばかりではなく、見方を変えれば究極の行政改革のさらなる推進のための仕組みであるので、それは非常に住民から信頼される妹背牛町の実現になるのではないのでしょうか。それに関して町長からまたお答えをいただきたいと思います。

それから、次なのですが、町長のコンプライアンスに関する考え方なのですが、一応妹背牛町の町長としてどういうふうにお考えでしょうかという先ほど質問させていただきましたが、町長が、全世界の人が使うクオーラというネットのサイトがございます。それは、良質な質問がお互いにやり取りされるQ&Aサイトなのですが、ハンドルネームではなく実名で登録してやり取りをされております。個人で参加されているサイトですので、何を発言されても結構ですし、ただコメントごとに妹背牛町の町長職となっております。私見を述べられていると拝察はいたしますが、そのときの内容によっては例えば目にされた職員の方の中には困惑されて部下としてモチベーションを下げられている方もいらっしゃると思います。ここでは、議事録に残りますので、詳細は申し上げませんが、町長職の公人としてのコンプライアンス的にどうお考えなのかなということをごここでちょっとお聞きしたいと思います。また、そのサイトの経歴のところを和光大学卒業と記されておまして、町の広報の経歴とちょっと整合性が取れないと思われまので、この点は簡潔で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 再質問にご答弁申し上げます。

まず最初に、審査委員会の関係でございまして、交通事故等で口頭注意というような分限懲戒審査委員会の審査を要しない案件につきましては毎年のように発生しておりますが、審査委員会の審査による分限処分あるいは懲戒処分といった不祥事につきましては平成27年が最後という状況でございまして。

また、専決処分の関係でございまして、今回専決処分ということで報告させていただ

た案件につきましては指定管理あるいは委託に対する業者の起こした事故でございまして、車両が町所有のものということで今回保険を適用したところでございます。それぞれ事故を起こした職員に対する処分につきましては、雇用側で行っていると聞いてございますし、町側でも事業所へは注意を促しているところでございます。

それと、コンプライアンスという面では、議員のご指摘のとおりやはり常に考えなければいけないと思いますし、町民から望まれる職員像を意識しながら職務中のみならず、勤務時間外の私生活においてもその立場を認識しなければならないと考えます。

また、コンプライアンスに限定してはおりませんが、懲戒処分の公表につきましては妹背牛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例というものがございまして、この中で職員の分限及び懲戒処分の状況ということで件数のみの公表となりますが、公表はしてございます。また、公表に関する基準というものは本町にはありませんが、他町を参考にこれらについても整備の検討をしてみたいと考えます。

以上でございます。

○議長（渡会寿男君） 町長。

○町長（田中一典君） 議員の再質問にお答えいたします。

まず、地方自治体の職員、組織というのは民間企業の位置づけと異なり、地域全体に対する貢献者として公平、中立な姿勢が求められていると思っております。そこで求められるコンプライアンスの姿勢は、異なる価値観、また利害関係に真摯に向き合う地道な姿勢が必要となると思っております。また、特に地方自治体では、多様な価値観との協働関係を形成し、維持することが求められていることから、より高く強いコンプライアンスの形成が必要となると考えております。もちろんコンプライアンスの実践的な核となりますのは、法令に基づく自治体経営の展開でございますし、国、地方自治体を問わず公務員、そして公的組織の根本原則は法令に基づく職務の展開にあると、この点は当然と言えるものでございます。さらに、法令の根底にある倫理、また社会規範などを意識することも重要でございまして、倫理とは人間行動に関する選択を規制する内面的な規範でございまして、規範の内面化には客観的な社会規範としての価値観の習得が前提として必要となります。加えて倫理観には、現在妹背牛町に外国人の方が居住されておりますが、そういうことも含めましてどこの国、どこの地域、いかなる時代にも共通した規範、国、地域や時代等で倫理的価値観が異なると同時に多様化が進んでいる現在、この倫理的価値観の多様化、グローバル化の進展とともに、様々な出てくる可能性のある対立なども緩和しなければいけないと。特に地方自治体の場合は、先ほど議員指摘なされたように法令では直接カバーされていない領域や法令の適用において実質的にかなりの裁量権を有する場合がございます。この裁量権というのは、簡単に言いますとグレーゾーンということでございます。その意味から、現場と接している地方公務員の倫理観や使命感等は、地域のグローバル化が進む中で多様かつ一層高い水準が求められることになると思っております。私は、先ほどの議員質問の中で何かの基準をつくることによって自分たちの裁量権が恣意的にゆがめ

られないようにしたほうがよろしいのではないかと。つまりある基準を決めることによって、自分たちのコンプライアンス意識が高まるのではないかというご指摘を受けたと感じております。このことに関しましては、担当課に持ち帰ってきちんと検討をしていきたいと思っております。

ただ、私も議員時代に学ばせていただきましたことは、職員の幹部の方から言われたことが今思い出されております。職員の仕事、それから人間としてのお付き合いの根本にあるのは人を信じる心だと、そういうことでおっしゃられた話を今思い出しておりました。もちろんその信じるということの中には、恣意的に規則をゆがめたりするということは許されることではございません。それに関して私は、かなり厳しい考えを持っておりまして、現在までいろんな不祥事が起きないようにしてきた中の一つは、役場の職員の方が持つておられる町民と一緒に活動しているグループ、あるいは内部での私的なグループの金銭の管理について報告を1年に1回してほしいと、そういう話を出しておりました。それは、先ほどおっしゃいましたように大きな目に見える事故の後ろにはたくさんの見えないヒヤリ・ハットがあるということを私も考えておりましたし、そういう意味では絶対にそういうところから崩れていかないように指導をしてきたつもりでございます。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長、渡辺議員から最後のもう一点あると思っております。

○町長（田中一典君） これは、私がクオーラというSNS上の質問サイト、それに答えるサイトに参加しておりまして、その中で私が職業欄に妹背牛町長と書いているのは事実でございます。それから、和光大学、私は5年で中退しておりまして卒業しておりません。それ入れたのですけれども、中退という欄がどうもなくて、あれがあのまま書かされているということで、それはクオーラのほうに言って削除してもらいたいと思いません。

以上でございます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） 先ほど総務課長、そして町長からお答えいただきましたが、今回の一般質問に関しまして町長のお考え、町のお考えを伺いました。妹背牛町のコンプライアンス体制については、今後の整備も含めて推進体制を注視させていただきたいと思いません。

加えて、例えばですが、月形町では公益通報があった場合に、公益通報というのは昔でいうと内部告発というあまりよくない雰囲気と言われる言葉なのですが、今は公益通報とっております。それで、公益通報があった場合の調査を行うこととか、町長が措置することに対する意見を言うこと、それから法令遵守の推進を図るため必要な場合に意見を言うこと、そんな役割の法令遵守委員会が設置されております。ですから、何かあったときに言っていける、内部からも言っていける、外部からも言っていける、それをつくってお

られます。やはりここにワンクッションあると、大変こういうものがつくってあると動きやすいのではないかなと思うわけです。今いろいろ深川で、しっかりとした資料がありませんが、よく新聞に出ております一応内部告発といいますか、公益通報した人が、その人もハラスメントがあったと、そのハラスメントで訓告を受け、異動させられた、その方はその異動を不服として公平委員会に上げたのですが、公平委員会に却下された、それで今裁判になっておるのがよく新聞に出ております。ですから、公平委員会ということがあるのですが、何もないと上司にも言えない、処分が決まってしまったら何も言っていくところがないのです。だから、そういう救う面でもこういう法令遵守委員会みたいなのがあると、非常に物も言いやすいのではないかと思います。物が言いやすいということは、組織の風通しがよくなるということですので、ぜひその点も整備されるときにいろいろ他町村とか見られて進めていただきたいと思います。

それから最後に、国から地方公共団体における内部統制制度の導入実施ガイドラインであるとか、それから公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインというのが平成29年に出ております。こういう国からのガイドラインが出たときは、まずは政令都市がやりましょう、それから努力義務ということがほぼ通例なのですが、こういうものが出ますと必ず調査があります。例えば内部通報者保護法を踏まえたガイドラインは、もう調査が行われていて、もちろん県は全部100%なのですが、未設置というのが47.6%なのです、市町村の。愛媛県と徳島県に至っては、モデルケースで100%と書いてありました。ということは、こうやってすぐ何年もたたないうちに調査が行われると。公益通報は、これは消費者庁ですが、いずれ義務化されるかもしれません。この2つに関しても念頭に置いていろいろ進めていかれたらよいのではないかと思います。その点に関して町長のお考えをお伺いいたします。

次に、先ほど町長が人を信じる心に関してお話をされて、思い出をされておりましたが、それをされましたので、ちょっとコンプライアンスとは外れるかと思いますが、基本的に底に流れるものだと思ってお聞きください。地方公務員法第32条を御存じだと思います。法令及び上司の職務上の命令に従う義務ということでございます。明白な違法性がない限り、権限のある上司の職務命令に対して職員から意見は言えます。不満の表明をすることは認められますが、最終的な判断権は上司にあるとされています。それが第32条です。今議場におられる副町長はじめ、教育長、課長、局長、参事、全員の職員の方々が様々な場面で主事るときから不満だけれども、仕方がない、命令だから、上司だからという経験を何度も重ねてこられて現在の立場で部下を持っておられます。役場組織の中で経験値のないトップの町長は、その分先ほど言われたように人を信じる心、そして思いやり、想像力を発揮されながら風通しのよい組織を目指してコンプライアンス体制を整備されることが肝要かと思います。余談ですが、日本酒造りも誰も町長へノーとは言えなかった、そういう32条だと私は思っています。この辺に関していかがでしょうか。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 議員に再々答弁をさせていただきます。

内部通報者の保護法に関してのガイドラインが来ていると思いますけれども、私はこれは賛成でございます。今最後におっしゃられた風通しのいいというのは、何か不都合なことがあったときにやっぱりこれを出さなければ組織として腐ってしまうと、そういう判断を偉い立場だとか、そういう立場ではないということによって発言が封じられることがないようにするべきだという法令という意味では私はこれ非常に検討する必要のある、させてほしい内容だと思っております。

それから、もう一つ、私が人を信じるということのお話をさせていただいたことは何かといいますと、それはちっちゃなことだから隠していいとか、おまえは頑張っているのだからこういうことはいいとか、そういうことではないのです。私は、どちらかといいますと人間としては本当は厳罰主義の人間なのです。というのは、そのことによって迷惑をかけることがあったときにそのことをしっかり反省してほしいから、そういう意味では私は役場の中に対しては役場の職員よりも厳しい目を持っている部分がちょっとございます。ですから、先ほど言いましたように表には出ない私的なグループ、あるいはグループの中で使っているお金に関しても役場職員が扱っているものに関してはきちんとチェックをしてほしいと課長に伝えてまいりました。

それから、もう一つは、コンプライアンスの中身に関して厳しい内容というよりも、私たちが町民とどういうふうに向かい合っていくかというときに町民の幸せ、あるいは町民の権利というものをどういうふうを守っていくか、あるいは高めていくかということが自分たちの仕事にも返ってくるものだと考えております。それに関しましては、今回ご質問いただいたコンプライアンス、その32条ということの自治体の中で決まっている上司の命令にはよほどのことがない限り従うというこの規則は私は正しいと思っておりますし、その分上司はその責任を負わなければいけないということの中で今いる役場幹部職員も育ててきたと思っております。このことと、それから先ほどの公益通報者保護法ですか、内部通報者を守るというこの2つの車輪がうまくかみ合ってコンプライアンスを維持できる町としてこれからも頑張っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 以上で2番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

続きまして、3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従い、質問させていただきます。

ワクチン接種と感染症対策についてということで、6月定例のときにも質問させていただきましたのですが、まずそこでは65歳以上は何%進んでいるのか、87%接種済みになりましたと、また9月16日までをめどに64歳以下の8割の方の2回接種を終了できるよう予約枠を設定しているということでした。今日は9日ですから、まだ16日に達していないのですが、現在どれくらい進んでいるのか、16日をもってどれくらい進むのかと、

たしか予約はもう終了されていますので、16日でどれぐらい進むのかをまずお伺いいたします。

さらに、今後イベント等を開催する目安としてということで質問させていただきました。国及び道からの要請、協力依頼に基づき判断しなければならないということでしたが、町内の経済を少しでも動かす必要があるということを見ると、新型コロナウイルス感染症対策本部会議等で妹背牛町の特別ルールとしてでもいろんな対策を検討されたかをお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（廣田龍子君） まず、私のほうから新型コロナワクチンの接種率につきましてお伝えいたします。

今現在の接種率につきましては、町民全体で1回目81.5%、2回目70%となっており、年齢別では65歳以上は1回目91.9%、2回目90%、64歳以下は1回目71.7%、2回目51.4%となっております。妹背牛診療所での接種は、当初9月16日終了予定だったのですが、若干延ばしまして9月30日で終了する予定となっており、9月末での全体の接種率は1回目、2回目とも80%を超える見込みとなっております。

なお、今後接種の希望がある方については、深川市の5か所の医療機関にて接種ができることとなっており、9月中旬の回覧板にて周知を行う予定でございます。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 私のほうからは、本町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議など経済対策の検討状況についてご答弁申し上げます。

最初に、本町の対策本部会議でございますが、前身の予防対策本部会議から数えましてこれまでに43回の会議を開催しております。国や北海道の基本方針や各種の要請、協力依頼を踏まえながら公共施設の利用制限など感染症の発生に備えて対策をはじめ、発生時の防疫や蔓延防止策、町民の健康確保、情報収集及び情報提供などをテーマに会議を重ねてきてございます。議員ご指摘の本町における経済対策という面では、この本部会議、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、感染症に対する各種の取組、事業内容についてその情報提供あるいは情報の共有などは行っておりますが、経済対策の企画立案など協議検討は行っておりません。また、本部会議に限らず他の会議等におきましても特別ルールを含め、経済対策に係る協議検討は現段階では特に行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 緊急事態宣言、残念ながら30日まで延びそうですということで

ありました。その情報の横に記事として、緩和の方向に、お酒の提供であるとか、時短の時間の延長であるとか、4人という数字を増やしてはどうだろうか、旅行にも行けるように、それからイベントの人数を増やせるようにもというのを、条件付ではあろうとは思いますが、いきなり緩和するというのも心配な部分もあるわけですが、コロナワクチン接種済証、それから陰性証明の利用によって経済の活性化を進めてはどうだろうか、当然不公平が生じる可能性もあるので、慎重にやらなければならないというような情報も出ておりました。ワクチンの接種においては、大変ご苦労なされて9月30日ぐらいには全体の80%以上にはなるのではないかなというような進捗状況もあり、関係者の皆様には努力に感謝するところではあります。

それで、ワクチン2回接種しても感染や重症化のリスクはあります。感染されている方もいらっしゃると思いますが、接種しないときと比べると、例えば今日テレビの情報で出ていたのですが、65歳以上の10万人以上の方が感染を免れたのではないだろうか、数百人の方が、だったと思うのですが、お亡くなりになる方を防げたのではないかなというような情報としての提供もありました。そんなのを見ますと、まずワクチンの接種の大切さというか、当然接種するに当たり副反応もあり、高熱が出たりだとか、節々が痛んだりだとか、いろんな症状が出る方おられますけれども、町民の方々の協力によりそこまで接種進んだと、自分の安心、安全のためだけではなく、接する人に迷惑をかけたためにも接種されるというようなことを考えておられる方も多いかと思います。聞くところによると、町職員の方々もワクチンのキャンセル待ちで接種に協力されているという話も聞きます。そんなことを考えると、ワクチンの接種率できればもうちょっと上げれたらさらに安心、安全な経済活動も可能になってくるのではないのかなというような気もしております。

そこで、町長にお伺いしたいのですが、ワクチン接種率を上げることの大切さというのを町長がどのようにお考えなのか、まずお伺いしたいと思います。

さっき特別ルールと申し上げましたのは、実はこれ8月17日に提出したのですが、その後さっきも言いましたように緩和という方向にかなり進んで、気をつけなければならないけれども、進みたいというような、恐らく今日何らかの形で決定が出てくるのではないのかなという報道でもありますけれども、そんなのを受けて恐らくそれは実行されても早くても11月であろうと。ですけれども、石垣島でしたか、先行して接種券、それから陰性証明書を利用して経済活動を活発にさせたいという前例になりたいというような報道もなされています。そのことに対して絶対に行ったほうがいいとか駄目だとかという、それも賛否両論ある話ですが、私どもの町も確かに助成金等出されて、そのことには特に酒類に関する小売されているところ、お店持たれているところ感謝されていると思います。ですけれども、経済活動の町民の皆様の鬱憤と言ったらいいのか、不満と言ったらいいのか、積もり積もった欲求と言ったらいいのか、かなり感じられます。そのためにも接種済証、陰性証明をうまく利用して、ワクチンがあるからできないというのではなく

て、できないという理由づくりをするのではなくて、ワクチンが現状でここまで理解できてきたよと、ではこれぐらい緩和して経済動かせることも町内限定ではどうだろうかなどということを検討するだけでも価値があるのかなと、できれば実践していただきたい、緊急事態宣言が解除されたときには何らかの形で進めるような対策を考えていったほうがいいのではないのかなということなのですけれども、両方含めて町長にお伺いいたします。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから鈴木議員さんの再質問にご答弁をさせていただきます。

今再質問の中にもございましたとおり、6月の定例会の答弁の中で何かをやらなければという中で国、道からの要請というようなことを答弁させていただきました。まず、この根底は、議員もご承知のとおり新型インフルエンザ等対策特措法、これでの緊急事態宣言と蔓延防止等重点措置が発せられて、その中で感染防止対策が講じられると、その流れをもって町も町民の皆さんに感染防止対策の徹底ということで周知をさせていただくという流れの内容の答弁ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、今議員おっしゃられた本町の特別ルールということなのですけれども、特別ルール、規則か何かだと思えますけれども、ということの観点ではなくて、本町といたしましても地方創生臨時交付金、これによりまして過去数度の支援策、あるいは町民全体、これは飲食店、酒店ですとか、あとは商店、これは過去幾度となく支援をさせていただきました。また、全町的にも5,000円の商品券ですとか等を配付させていただいて、経済が動くように、活性化するようにというようなことで、これが本町の独自の支援策という中では、それが今議員ご指摘の特別のルールというようなことで私どもは理解しておりますし、そのようにご認識をいただきたいなというふうに思います。

それと、ワクチン接種の重要性ですよね。これについては、高齢者が先行して接種をうちの場合は5月の連休明けからですか、全国的に見ても数字を見れば火を見るより明らかでありまして、高齢者の新規感染者数は激減に減少しているというような中、プラス重症化もかなり抑えられているという、これも数字的にですが、これを見ますとワクチン接種は本当に有効なものだというふうに認識をいたしております。先ほど健康福祉課参事が9月末をもって80%、町限定ですね、80%を超える接種率になるというようなことです。町といたしましては、町民皆さんが打っていただくというようなことを望んでいるわけですが、当然のことながら打たない人、任意接種ですから、打たない人と本当に打ちたくても打てない人、この町民の方もおられます。町としては、行政としては100%を目指したいのですけれども、そういうような事情もございます。がしかし、今後も一人でも多くの町民の皆さんに接種をしていただけるよう行政から、町から発信をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、ワクチン接種済証でしたか、これの活用、これについては先ほど議員もご指摘

されたとおり差別ですとか偏見、今までは、これからもそうだと思います。差別、偏見、賛否あります。それを活用することへの賛否はあると思いますけれども、やはり差別、偏見、あと人権のほうにもつながっていくのかなというのは先ほど言ったとおり打ちたくても打てない方もおられます。その方は、済証を持っていませんので、仮にそれをルール化して、これを使って何か特典をですとかいうようなことになれば使えなくなるというような中では、先ほど議員さん言われたとおり今日の道新の1面に11月をめどにでしたか、済証、ワクチンパスポートですか、が行動の緩和ですか、を中心に使用されていけるようなガイドライン案を今晚だと思えますけれども、それを決定していくような形に書いてありましたけれども、やはりそれであっても今言ったとおり打てない方、それらをどうフォローしていくかという部分も、これは国がそのガイドライン出されても本町としてそれが本当にうちの町に適するかどうか、これは本部会議等で検討していかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長。

○町長（田中一典君） 私からも答弁をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の今までの感染拡大によりまして我が国、また私たちの町も含めまして深刻な人権問題、社会問題、経済問題等が複合的に生じております。この克服に向けた社会的要請は大きいし、かかる状況の下、国は新型コロナウイルスワクチン接種を開始し、全国的に展開することを企図しております。このワクチン接種に寄せられる期待は、確かに大きいと言えます。しかし、新型コロナウイルスのワクチン開発は、極めて短期間のうちに行われ、しかも従来にない新しいタイプのワクチン、遺伝子、mRNAワクチン、DNAワクチン等も多く、不測の副反応の懸念も否定できないところでございます。さらに、かくも大規模なワクチン接種を行うことは、我が国にとって前例のない取組でもありまして、私たちの町でも同様でございます。新たな人権問題、社会問題等が生じる懸念も強く、また現在の知見が及ばない中長期的な有害性の事象の発生も否定できないところでございます。ワクチンが人々の命と健康を守り、かつて感染症の予防に果たしてきた役割が大きいことは言うまでもございません。その一方で、ワクチンが深刻な副反応を引き起こした例があることもまた事実でございます。ですから、本件ワクチンの接種率をもって経済活動を支援するという判断を自治体とする方向に行くことは、今のところ極めて厳しい状況と思っております。

以上でございます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 今答弁いただきました。それで、前回の答弁では国の要請、道の要請という後ろ盾というのか、そういう要請があって初めて前に進めるよと。では、今度緩和という国の要請出たときに本当に今の考えだとうちは進まないよと宣言されたような

気がするのだけれども、違う、そうではない、理解が間違っていたら申し訳ないのですが、ぜひとも国のそういう方針が出たときにワクチンを先ほども言いましたようにできない理由ではなくて、ワクチンが心配だから、100%の安全性がないからいけないよというのではなくて、今回のワクチン接種に対しての副反応というリスク、最悪の場合はお亡くなりになるかもしれないというようなリスク、血栓も起こるかもしれないよというような、そんなリスクもありながら前に進んでいる、心配は尽きません。ですが、町として前向きに検討していただくことは可能なのかなど。どうやったら、町で例えば90%になりましたよと、ちょっと難しいかな、90%、12歳以下の子供たちとかという絡みも出たり、うちでは16歳以下は積極的接種はしていないのでしたか。

(何事か言う者あり)

○3番(鈴木正彦君) それで、当然そういう町民もいるということで100%にはならないと思いますけれども、本当に安心できるまで数字が、どこをもって安心という言葉は、今の説明ではできないよと言われましたけれども、非常に難しい問題だと思います。どうやってやっても賛否両論出てくるとは思います、ぜひとも検討するだけでも検討してください。できれば、ここまでこうやってやろうとしたけれども、安心担保できないよと。要するに真っ暗なまま前に進めと言っているままではなくて、遠い先にはほんのり懐中電灯の明かりがあるよ、そんな希望を持ってあとどれぐらい、5年と言う人もいますし、二、三年と言う人もいますし、それで終息するのかどうか分からないけれども、その出口の明かりは必要であるというような気もします。本当にさっき言われましたように、ワクチン接種のPRはどんどん進めていただいて、できるだけ多くの方に打っていただき、集団免疫という言い方はあまりよくないのでしたか、できるだけワクチン接種された方が多いよというのを根拠に前に進んでいっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(渡会寿男君) 答弁、副町長。

○副町長(廣瀬長留次君) 先ほどちょっと私の答弁あれでご理解いただけなかった部分がありますので、再度あれしますけれども、まず6月の定例会、先ほど言っていますように特措法の法律の下での国、そして道からの感染防止対策の依頼があったということで、そこに町独自の緩和策というものはなかなか難しいということで、まずご理解をいただきたいと思います。

それと、今接種率での、これは6月定例会のときもそうだったと思います。9月末で80%を超えるというような予定でございますけれども、接種率、6月の答弁の中ではそれはいろいろ例を挙げて使えませんと。繰り返しになるのですが、今議員さん言われたとおり集団免疫、これについてはこれができたと、獲得できたという事例がまだかつてない、ないどころか他国では3回目の接種に入っているというようなところがまず1つあります。それと、これも先ほど議員さん言われたとおりブレークスルー感染、身近にもいろいろ聞いたりもしますけれども、ブレークスルー感染、2回打ちましたよ、がしかしかかってしまいましたよというようなことも1つ。それと、何といたっても今デルタ株、強烈なデルタ

株でこのような状況になっておるのですけれども、それがだから先ほど言ったブレークスルー感染、強くてまた感染させてしまうと、そして今後それがまた変異していく可能性もなきにしもという中ではこの今の言った3点が接種率をもって活動ですか、を緩和するという事はなかなか難しいと。がしかし、繰り返しになりますが、ではなくて本町としては町独自の今後も事業者さんに対する支援策、これは今後もやはりこういう状況ですから、それはまた新たな支援というような形で支援をしていきたい、プラス国のほうがまた補正予算でも組んでいただいて臨時交付金を増額をしてもらえらるような形を町としても望んでいますし、町としては特別ルールというよりも独自の支援策で今後も支援をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（渡会寿男君） 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては10時40分といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

続きまして、4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 一般質問をさせていただきます。

1つ目は、観光振興について、遊水公園うららの今後についてお伺いいたします。今年、気温の高い日が多く、うらら公園にはたくさんの方々が利用していただいております。売店、更衣室も設置し、好評と聞いております。日陰が少ないため、狭いスペースにテントが密集しています。ウオータースライダー等水遊びもできる北空知唯一の施設であり、集客も多く、妹背牛の観光振興の目玉でもあります。そこで、以下の4点についてお伺いいたします。

1、バーベキュー広場は、車が入れないので、物を運ぶには不便と聞いております。利用者拡大のために町道下2号から遊水地の位置にバーベキュー広場利用者の駐車場設置が必要と思いますが、伺います。

2、旧ゲートボール場のあずまやは、今後利用する予定があるのか、利用する予定がないのなら、うらら公園に移動設置してはいかがか伺います。

3、あまり利用されていないと思われるウオータースライダー北側を造成し、あずまやを設置、テントが張れる緩やかな芝生にする等にはいかがか伺います。

4、第9次総合計画では、令和4年度遊具入替えを計画していますが、さらなる観光振興のためにうらら公園を計画的に改修、修繕すべきと思いますが、伺う。

次に、交通事故対策についてお伺いします。妹背牛駅前交差点について伺います。以前

から駅前交差点、道道、町道が交わる交差点については危険性があると提言していましたが、先日、8月10日ですが、人身事故が発生しました。何度か町職員が見に来ていましたが、何も対策がされません。今後重大事故が発生しないためにも早期の対策が必要で、何か対策を検討しているのか伺います。

再質問を留保し、質問終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうからは、議員1つ目のご質問の遊水公園うらの今後について、そのうち1番目と3番目、4番目についてご答弁申し上げます。

なお、2番目のご質問につきましては、後ほど総務課長のほうからご答弁させていただきます。

1番目のご質問のバーベキュー広場利用者の駐車場設置についてでございますが、まずバーベキュー広場の利用状況を見ますと毎年11から14組ほどのご利用がございます。公園の管理人から聞き取りをいたしたところですが、駐車場設置に関する要望ですとか苦情などは特に聞いてございません。また、バーベキュー広場を利用する際に荷下ろし等が大変だという場合には、一時的に公園内を車で通行できるよう通行証を発行することも可能でございます。現に今年実績として通行証を発行しているところでございます。さらには、焼き肉などご利用される方のほとんどが公園の入り口付近にございます青テント、こちらのほうをご利用いただいております、恐らくですが、場所が出入口から近いということ、また天候にも左右されず、しちりんも無料で貸し出しているということから、ご利用が多いものと考えてございます。このようなことから、改めてバーベキュー広場近くを造成して新たに駐車場を設置する考えはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3番目のご質問のウオータースライダー北側の造成についてでございますが、過去にも同様のご質問をいただいておりますが、その場所を整備するとなりますとモニュメント広場の解体ですとか、起伏のある土地の造成が必要となってございますので、多額の費用がかかってくるということになります。また、公園内のその場所にある遊歩道ですとか散策路、またスリー・オン・スリーのコートにおきましては、健康増進のためウオーキングにご利用されている方、また部活動の自主練習のためにスリー・オン・スリーのコートを利用されている方々も一定数ございます。したがって、公園の利用状況、そして財政的負担により、そのことを勘案しますと土地の造成及びあずまやの設置については難しいものと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、4番目のさらなる観光振興のためうら公園を計画的に改修、修繕すべきのご質問でございますが、遊具の入替えにつきましては平成30年度に実施いたしました公園遊具劣化点検、それによりまして特に経年劣化が進んでいる遊具を対象といたしまして令和4年に安全面を最優先としまして改修、修繕を計画してございます。その他の遊具に関しましては、日常の安全点検及び補強、修繕を行いまして継続して利用できるものと考え

えてございます。今後につきましては、財政状況に応じまして計画的に遊具の修繕または入替えを実施してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 観光振興のうち、2点目のあずまやの関係になりますが、財産管理に関連しますので、私のほうからご答弁申し上げます。

議員ご指摘の旧ゲートボール場、役場庁舎裏側のあずまやでございますが、昭和60年完成の築36年を経過したもので、屋根部分が木造、柱部分が鉄筋コンクリートといった面積約50平方メートルの建物でございます。最初に、今後の利用予定でございますが、建物につきましては老朽化も進んでおりまして、現時点では新たな利用方法など特に考えてはおりません。次に、うらら公園への移設の件でございますが、築36年ということで特に木造の屋根部分では老朽化が進んでおりまして、これまでに一部のはり交換しておりますが、それ以外は建設当初のままという状態で腐食等により耐久性、安全性に課題がございます。一方、鉄筋コンクリート造の7本の柱部分につきましては、その移設に係る経費面を考えますと新築に等しい金額が想定されます。また、仮に現状のまま移動できたとしても、うらら公園内で平坦な空き地、現地を確認しましたが、変則的な形をしたこの50平方メートルのあずまやを設置できるような場所はありません。以上のことから、うらら公園への移設については非常に難しいものと考えます。

続いて、通告書2番目の交通事故対策についてご答弁申し上げます。先月8月10日の事故当日、議員からご指摘をいただき、その対策について協議を進めてきておりますが、現時点における駅前交差点の安全対策としては一時停止を促す標識、例えば交差点注意などの看板設置や停止を意味するドット線のほか、道路と道路以外の境界線など、それぞれ整備を考えておりまして、その経費約50万円になりますが、本定例会に提案する補正予算にもその経費が含まれてございます。また、対策を講ずるに当たっては、警察とも協議を進めておりまして、公安委員会の指定がない場所には通常の道路標識や実線による停止線の整備は不可能ということも言われておりまして、今回整備を予定する部分については独自の標識やドット線による整備となり、通常の交差点と同様の状態にはなりません、いずれにしても警察など関係機関の指示に従い、早急に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただくようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 再質問させていただきます。

それで、1番目のうらら公園について、1個目のバーベキュー広場の車、こういう通行証を出しているというのは私も初めて聞いたもので、やはりそういうものをインターネットだとか何かで広めたらよろしいかと思うのです。あそこに行ったら、やっぱり車入れないという印象が大変多いと思うのです。だから、そういうものをお知らせか何かでイン

ターネットの中に入れたらよいと思うのですが、伺います。

それと、2番目のあずまやですが、築36年たっただけでももう使えないというお話だとは思いますが、私思うにこういうものを修繕しなければならない、何をしなければならない、仮にちょっと外れるかもしれないですけども、こういう公共施設のものをやはり欲しい人はいると思うのです。それで、今回そのあずまやだけでなく、新千代の排水機場にもあずまやがあります。ベンチもあります。水飲み場もあります。完全に利用していないのではないかと思います。だから、こういう公共のものを使えないでなくて、やはり官庁オークションみたくして現地まで取りに来てくださると、そして屋根だけは使えますよとか、官公庁オークション見ると机1個から極端に言うと灰皿までたくさんのもが出ています。だから、やはりそういうものを財産を要は腐らせて壊すのだという考えはやめて、欲しい人は絶対いると思うのです。絶対とは言いませんけれども、だからあの屋根を仮に直してうちの前に、あれはでか過ぎますけれども、柱は自分たちで作れると思うのです。だから、そういう財産をやはり有効利用するという考えはどうなのかなと、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、ウォータースライダーの北側なのですけれども、そんなモニュメントまで壊すとか、そういうイメージは私していません。ただ、あの急なところをちょっと平らにしたらできるのではないかなと。あそこは、完全に利用していませんので、だからあまりそういう大規模なことではなくて、要はならして極端に言ったら芝張って、その程度であそこへは何かできるのではないかと。だから、モニュメント広場から全部を変えたら、それは大ごとになります。だから、その辺を課長のほうでどのように考えるかお伺いします。それと、改修だとか、そういうのは長期的に考えていただきたいと。

それで、2番目の駅前の交差点についてなのですけれども、先ほど渡辺議員から一般質問の中でありましたが、事故の法則と言われるハインリッヒの法則って皆さん御存じだと思うのですが、先ほど渡辺議員言いました。300件のヒヤリ・ハット、29件の事故、1件の重大事故が起こると言われております。事故を未然に防ぐのに、やはり交通安全運動だとかも行っていて、この交差点は物損事故は数件起きております。そして、危ない状態も起きております。今回の事故は、私は起こって当然な事故だと思います。これからも危険な箇所があれば、事故が起きる前に速やかな対応が必要だと思います。そこで、4点についてお伺いします。

1点目は、いろんな場面で私も提言してきました。それで、職員の方も確認して危険だと認識していたと思います。なぜ事故起きる前に対応ができなかったのかお伺いします。

それと、2点目は、8月10日に人身事故が発生しました。その後今までいろんな、さっき課長がおっしゃったように公安だとかやって今回予算をつけたと。それで、これから決まる補正でこの施工時期はいつなのだと、やはり一日も早くやらないとまた事故が起きるかもしれない、だからこの施工時期をいつと考えているかお伺いします。

それと、3番目、冬期は駅に高校生の送り迎えの車が大変増えます。それで、先ほど冬

の対策としてそういう看板をつけるということもおっしゃっていますので、早く冬になる前に実施していただきたい、その時期についてまたお伺いします。

4番目、今回専決処分で町の物損事故が報告されました。過去にも町の物損事故数件起きております。それで、町長にお聞きしたいのですけれども、議会運営委員会で私が町長にこの事故について町長は何か提言いたしましたかと聞きますと、重大事故でないので、注意しないとおっしゃいました。それは、小さな事故を未然に防がないで重大事故は防げないと私は思います。だから、さっきの渡辺議員のコンプライアンスと一緒にのですけれども、やはりそういうものから潰していかないと大きな事故になります。それを考えて町長にこの件についてお伺いしたいと思います。

再々質問を留保し、質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

まず、バーベキュー広場につきましては、原則なのですが、あくまでも公園の設置及び管理運営条例に基づいて言いますと、車両の通行は禁止となっております。それで、先ほど言いましたように荷下ろしでどうしてもという場合に限り、ほかの公園の利用者に迷惑がかからない範囲で必要最小限の回数ということで特例として認めているところでございます。そのような事情ですので、通行証があるので、自由に行き来できるというようなことをもしされてしまいますと、いろいろほかの利用者からの苦情等にもつながりますので、広くお知らせやホームページ等で周知するということは避けたいなというふうに考えてございますが、管理棟等でそこら辺通行証の発行が可能だということは周知できればというふうには考えてございますので、よろしくお願いいたします。

それから、ウオータースライダー北側の造成につきましては、そのようなことを仮に行いますと、先ほどの答弁でも申し上げましたが、ほかの公園の利用者との関係もありますし、基本的には面積が先ほど議員さんおっしゃられたようにあそこら辺一帯となると6,000平米ぐらいあるのですが、例えば下2号のほうだけでいいにしても2,000平米ぐらい実はあるのです。そのような面積で、しかもかなり起伏がありますし、山になっていますので、そこを削ってとなりますと、正式に積算しているわけではないのですが、かなりの費用が出てくるということで、過去にも1度積算したことはあるのですが、かなりの経費だというふうに記憶してございますので、そこら辺は難しいのかなというふうに考えてございますし、そこら辺総合的に考えましても公園の利用状況ですとか財政的な負担を勘案しますと、実際このような形で土地の造成等を行うというのは難しいものと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） 2点目のあずまやの関係でございますが、議員ご指摘の趣旨は理解いたしますが、高額な移設に係る経費、個人負担になるかもしれませんが、かなりの経費が必要という点と、やはり老朽化が著しいということで安全面に不安もあるという

ことから、第三者への譲渡につきましては非常に難しいと考えます。

続いて、2点目、駅前交差点の関係でございますが、最初に1点目のなぜ事故前に対策が取られなかったのかというご質問ですが、以前に止まれの注意喚起として単身者住宅横の道路に一時停止の実線を引く、標識、看板を設置するという事で警察と協議をしておりましたが、この実線については公安委員会の指定を取ることができないこと、また標識、看板につきましても除雪等の関係で設置場所が確保できないことなどによりまして断念した経過があり、その後対策もなく、現在に至ったところでございます。

2点目のこれらの整備の施工時期ということでございますが、現時点では詳しい日程は決まっておりませんが、雪の降る前に早期に実施したいと思っております。

それと、道路上に標示するドット線などにつきましては、冬期間雪の影響などで見えないうるか確認できないという状況が多いかと思われま。冬期間に限らず、平日頃から町民に対する交通安全意識の向上に努めるとともに、町内回覧など駅前交差点における一時停止の推奨について周知徹底するよう考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長。

○町長（田中一典君） 石井議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほどのヒヤリ・ハット、ハインリッヒの法則ですか、それで私が議運で大きな事故でなかったのも、私は注意をしなかったというか、現場の担当者が注意したということで終わっていたのは事実でございます。これからヒヤリ・ハットのところに注意をしながら、一つ一つ潰していきたいと思っております。

以上をもって答弁とします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 今町長は、担当者が注意していたので、今度は私が注意しますとおっしゃいました。それは、確実にやっていただきたいと思っております。

それで、あずまやや何か、企画振興課長にもお願いしたいのですけれども、やはり妹背牛の目玉なので、その辺を、答弁要りませんが、今後長期的にお考えになっていただきたい。ただ、テントのあの密だけは何か対処しないと私は思いますので、その辺をよろしくと。

それで、最後なので、町長に答弁をお願いします。今回の駅前交差点の事故なのですが、今回の事故は加害者も被害者も町民でした。町長は、町民を安全に守るという使命から、事前に防げるとする事故、どのように思いますか。私は、これは事前に防げた事故だと思うのです。だから、要はそのときにやはりいろんな面で町長は知らなかったかもしれないけれども、職員の方が来ているわけです、現地を見に。それで、町長が知らないというのは、コミュニケーションがなっておらぬということです。だから、私は思うのです。かつて事故が起きると対処する、先を読んでお金を費やすのはもったいないかもしれない。だ

けれども、事故が起きる前に対処するのがやっぱり俺町長の使命だと思う。町民を守る、町民の安全を、よく言いますけれども、今回の事故については町長の今後のお考えをお聞きして、質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 駅前の8月10日の事故でしたか、私は簡単には報告を受けております。そのことについて知らなかったと言うつもりはございません。

（何事か言う者あり）

○町長（田中一典君） 分かりました。

（何事か言う者あり）

○町長（田中一典君） ご答弁申し上げます。

確かに公安委員会とか、それから道道と、それから町道との関係の問題で難しい問題あったと思います。でも、放置をしていたというよりも、その危険性に関してもう少し注意を払っていたらどうなったのかなということは石井議員のご指摘のとおりだと思います。今回は、人身が起きて命は取り留めておりますけれども、そのことに関しては重大事案と考えまして、これからそういうところの点検を町民の目、それから議員さんも含めまして皆様の目からここは危ないのではないかというご指摘をいただきながら、少しずつ先々に検討していくようにしてみたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

続きまして、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

本町の基幹産業、とりわけ水稻につきましては、好天に恵まれ、豊作基調で生育も推移しており、収量につきましても期待できる状況の中、収穫期を迎えております。一方、米を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口減少、食の多様化、コロナ禍に伴う外食需要の激減で6月末の民間在庫量は適正水準とされております180万トンから200万トン、これを超えまして219万トンとなっております。これらの状況の中、ご案内のとおり先日ホクレンが21年産米の概算金を発表いたしました。北海道の主力の品種でありますななつぼしでは、前年比2,200円減の1俵1万1,000円の2割下げとなり、米価の急激な下落は本町の農業経営への打撃が非常に大きいと考えております。このような状況を踏まえまして、町長にお伺いをいたします。

米価下落が避けられない状況であります。現在の米をめぐる状況をどのように受け止めておられるのか、また本町への影響についてお伺いをします。

再質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 議員に答弁をいたします。

民間会社の調査によりますと、8月初旬での米の作況指数は全国で102のやや良と予

想されております。現段階では、予想の範疇ではございますので、正確なお答えはできませんが、現状では令和2年産の民間在庫が先ほど議員ご指摘のとおり180から200万トンを超えた今年の6月で219万トンと推移しております。令和2年産の民間在庫が適正水準を超えた状態で米の保管事業が進められているものの、余剰感がすぐに解消されるものとは考えておりませんし、本年の生産量や今後の消費動向を考えますと米価は先ほどご指摘のように下落し、その傾向が続くおそれがあるものと心配をしております。本年におきましては、生産者の方もこの傾向を予想し、一部は主食用米から飼料米へのシフトによりリスク分散を図っておられると聞いておりますが、農家経営への影響は厳しくなるのではないかと考えております。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 本町への影響についてお答えいただけていません。

○議長（渡会寿男君） もう一点の本町への影響について、町長から答弁願います。

○町長（田中一典君） 本年度の米価下落の対応と今後の米価下落傾向の対応をどう考えているかということでございますが、まず1つ目には収入保険またはナラシ対策などで米価下落に対する補償がどこまで施されるのかを注視しなければならないと考えております。また、それに関しましては支給されるのが遅いと聞いておりますので、その間のつなぎ融資などの資金対策や利子補給の助成対策について関係機関と検討していきたいと考えております。また、そのほかに町独自の対策が必要かどうか、財政的な問題もございまして、議会の皆様をはじめ、関係機関との協議、他市町村の動向を踏まえながら進めていきたいと考えております。もちろん国に対しましては、このコロナ禍、長期的な米価下落傾向の対策につきまして備蓄米の増量、また保険制度の拡充、経営所得安定対策の見直しなど安定して経営できる政策を早急に実現できるよう町村会をはじめ、関係団体を通じ強く要請していきたいと考えております。

○議長（渡会寿男君） 以上、答弁終わりました。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今町長から答弁いただきましたとおり、米の状況については同じような認識に立っているのかなと考えております。いずれにしても、先ほど概算金のお話しさせていただきましたけれども、2, 200円、2割程度下落ということで非常に大きいわけなのですけれども、府県の主力品種についても押しなべて同じように2割減となっております。さらに、北海道のお隣、青森県については主力品種のむつほまれという品種でございますけれども、3, 400円の減ということで1俵当たり八千数百円という概算金になっております。非常に厳しい状況になっているわけでありまして。こんな状況は、昨年頃から心配されておりましたが、町長も御存じだと思いますが、私も昨年の12月の第4回の定例会でこの問題1度質問させていただいており、こんな非常に厳しい状況の中、今年に入りまして生産者も努力をいたしまして、全国での取組によって飼料米への転換など、

重要戦略作物ですか、大豆、麦などへの転換によって6万500ヘクタール減としましたし、北海道では深掘りが進んで6,700ヘクタール減としておりました。これにもかかわらず、私複数の業者に取材しましたところ、来年6月の民間在庫量は先ほど申しました今年6月の民間の在庫量219万トンからさらに積み上がって、これはあくまでも予測です。300万トンになるのではないかとと言われております。300万トンといいますと、年間の生産量が六百数十万トンですから、年間の生産量の約半分が余って民間の倉に眠っているというような非常に厳しい状況が予想されております。先ほども申しましたとおり、これらのことが心配になっておりましたので、昨年12月の一般質問で米価の下落についてその対策について町長に対して質問をいたしました。その際の米価下落に対しての町長の答弁をちょっとご紹介しながら、この後の私の再質問にしたいと思います。

町長、その際こう言われております。来年もし全国的に非常によい作況の場合、価格下落が避けられないという可能性は非常に高いと思います。これに関しましては、価格下落における収入減少を収入保険によって補填できるという形になっておりますが、補填率に上限があること、それから掛金の負担、5年間平均の価格設定に問題があることから、国に見直しを求めていく方向で検討をさせていただきますと、このように私の質問に答弁をされております。私は、この収入保険だけでは当然米価下落の減収分をカバーするのは非常に難しいと考えておりますので、次の点について質問いたします。

昨年12月定例会後約9か月経過しておりますが、収入保険についても今ご紹介あった答弁のとおり町長は問題点があると、国に見直しを求めていく方向で検討をさせていただきますと答弁されております。このことについて検討はされたのでしょうか。検討されたのであれば、その内容についてご説明をいただきたいと思っておりますし、また検討されていないのであればその理由についてお尋ねをいたします。なぜこんなこと聞くかという、先ほど来何回も申しておるとおり去年からこの状況が、あくまでも推測でありますけれども、危惧されていた状況下にあつて今までどのように対応されているのかを聞くために今の質問でお尋ねをしたいと思います。

2点目、収入保険、それから先ほどの答弁でナラシというお言葉ありました。これによって減収分カバーできるのでないかというようなご答弁ございましたけれども、妹背牛町の収入保険の加入率、これは43戸です。パーセントでいいますと、全体からいいますと25%、4分の1の加入状況となっております。しかも、この収入保険というのは、先ほど町長がおっしゃったナラシ、収入減少緩和対策、俗に言うナラシ対策と言われておりますけれども、これ同時加入できないのです。どちらか選択しなければならない。収入保険に入るためには、このナラシ対策から降りなければいけないのです。だから、両方から減収分をいただくということは不可能なのです。ですから、そんな意味も込めて先ほども私が申しましたとおりこれらをもって減収分をカバーできるとお考えいただいているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

再々質問を留保して再質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

昨年12月の議会で広田議員から今回の事態を予測されたということでご質問ございました。私は、そのとき収入保険等について国に見直しを求める方向性があるということで答弁をしております。その後町村会の集まりがありまして、その場所で沼田町の町長さんと、それから私が話し合っただけを空知のテーマとして挙げてくれないかという話をそこで持ち出したことがございます。その時点では、今現在起こっているわけではないけれども、可能性としては非常に高いと、それに関しては道と米対協というところございまして、そこと歩調を合わせて動きたいので、そことの関係プレーの中で一緒に検討させてほしいというふうな預かりということで終わっております。町の中で大きな制度の変換に関しては、具体的に話したところまではまだいっておりません。ただ、その米対協と一緒に動かざるを得ないという知見は課長のほうからいただいております。

それから、ナラシ、収入保険のことに关してですけれども、加入率がこれほど低いということ、私はちょっとそこまで分かっておりませんでした。そういう意味では、4分の1であるということは非常に厳しいのかなど。先ほどおっしゃいました米価の下落の中で一番大きかったのがななつぼし、一昨年1万3,200円だったのが2,200円落ちの1万1,000円、約17%の減、ゆめぴりか、1万4,700円だったところが1万3,500円、約8%の減と、こういう形で概算時点での予想影響額がかなり大きいというのは分かっております。平均しますと、水稻作付戸数149戸、1戸当たりの減収がなりますと240万円をちょっと超えるのではないかという推計値も出ております。このことに関しまして、先ほど私がナラシあるいは収入保険を使うことによって米価下落に対する補償がどこまで施されるのかを注視しなければならないというふうに答弁をしております。ですから、これで皆さんが安心できるほど十分に補償されるとは考えておりません。ですから、このまた支給されるのが遅いということも含めまして、その間のつなぎ、また利子補給の話をさせていただきました。ですから、今後は国に対して、まずコロナの状況を踏まえまして、これは国が出したいろんな政策の一つの、ある意味ではしようがないかもしれませんが、ツケとしてこの地域が被っていくことは完全に分かっておりますので、そのことに対しては強い政策の出勤を要求していきたいと思っておりますし、またこの地のJAを含みます3町の動向を見ながら、そこら辺がバランスよく農政が支えられるようなことがどうやったらできるか、それを今後検討していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今町長ご答弁いただいたとおり、収入保険25%、43戸、こんなに少ないと思わなかったというお話でした。なぜ進まないかというのは、ここの場面で議論するつもりありませんけれども、簡単に言うと収入保険というのは、今まで花卉栽培

だとか野菜、メロンだとか、ここら辺ではスイカ、北竜でスイカ作られています、ああいったものに対して保険がなかったのです。包括的に収入で補償することによってカバーできるということでこの収入保険ができています。私もそうなのですが、今は私も収入保険入っておりません。というのはなぜかという、先ほども言いましたけれども、ナラシが消えてしまうからです。例えば麦、大豆、それぞれ共済あります。それぞれについてきめ細かく、今一筆補償なんていうことも、相殺ではなくて、今までは全体だったのです。だけれども、今の共済制度というのは一筆、田んぼ1枚、畑1枚ずつの評価をして、悪ければその部分が出るということになっています。細やかな制度になっておまして、プラス先ほど言いましたナラシ、収入減少緩和対策、これにも同時加入できるのです。だから、両方から補填できるということから、私はそちらの旧の共済制度を選択しているのですが、少ないというのはそういうところに理由があるのかなと思います。収入保険については、積立方式を選択しない限り8割しか補填されません。別に掛けなければならぬのです。積立方式というのは、その掛金を掛けないと、これ10%分なのですけれども、9割補填にならないのです。ここら辺がまた掛金が上がるというジレンマがあって、大変入りづらい部分ではないかなと。共済、収入保険については、このぐらいにしておきます。

業者の方に新米の販売状況、まだ北海道は始まったばかりですから、店頭にまだまだ並んでいないと思います。府県は、もう既に始まっておりまして、首都圏などではもう新米セールは始まっています。これも業者の方に先日取材をさせていただきました。この新米の販売状況について聞いてみましたところ、新米というすばらしいフレーズがありながらもフェアにもかかわらずもう安売りが始まっているのです。5キロで普通の平年比の200円安で売られているのです。または増量、町長、増量というパッケージ見たことありますか。例えば10キロ袋であれば、11キロ入っていますよと、値段は据置きですよみたいな形で売られているのがそう、新米のフェアのときにこんなことはあり得ないのです。それだけ米をめぐる状況が非常に悪いということは、これ一つ取ってもお分かりいただけるのではないかなと思います。この後北海道はもちろんなのですけれども、新潟のコシヒカリが出てきます。この業者さんによりますと、コシヒカリもほぼ同じような販売の仕方にはなるのではないかなというふうに言われております。これがそういうふうにとおりなりますと、北海道米の立ち位置というのは非常に悪くなります。ですから、当初ゆめぴりかあたりが本当に認証制度も使いながらブランドとして確立して、ある程度消費者の方にもブランドとして認知をされているわけなのですけれども、これすら今崩れようとしているというのがバイヤーさんに聞く実態です。だから、ななつぼしはほぼ埋没、もう並べる棚がないと、そんなような状況になりかねない状況なのです。こんなことが以前直近でなかったかという、12月にもお話ししたとおり平成の13年と14年にも米価が暴落したことあるのです。60キロ1俵1万円になったことあるのです。このときは、この米の値段が回復するのに3年の時間要しているのです。だけれども、このコロナ禍にあって今

の状況、毎年食の多様化で需要が減って10万トンずつ減っていつているわけです。それにプラスコロナ禍です。この価格の持ち直しというのは、本当に計り知れません。何年かかるのかなと非常に心配になってきます。この農家経済の悪化は、本町の経済、そして消費にとっても大きな影響を与えますし、また町税、それから今日農業委員会の局長、会長も来ておられますけれども、農地の流動化にだって影響を及ぼしかねないのです。それほど広範にこの影響が出てくると考えております。先ほど町長も言われましたけれども、JA、3町の動向を見ながらというお話ありました。もちろんそうだと思います。JAはもとより、行政としてこの財政難の中ではありますけれども、何らかの支援対策が求められていると思います。先ほど考えていく、検討していくという答弁いただいておりますけれども、これらを踏まえて改めて最後に2点質問させていただきます。

昨年と同じく、昨年ばかりお話していますが、第4回12月の定例で私の質問に対して町長の答弁をちょっとご紹介しながらまた質問しますけれども、次期の営農に支障を来す場面におきましては町独自の対策も検討していかなければならないとご答弁いただいております。これは、対策打たなければいけないのではないですかという私の問いかけに対しての答弁でありますけれども、先ほど来申し上げているとおり町独自の支援対策を行うについては財源が不足する中、今年国のほうからコロナ関連の臨時交付金が交付されておりますけれども、このような類いの交付金がない限り検討していくつもりがないのか、さらにより事態が悪化しない限り本当に検討着手に至らないのか、あるいは先ほど来いろんなJA、それから3町の動きを見ながら検討していきたいという町長の答弁ありましたけれども、町長の今頭の中、腹づもりとしてあるのかどうか、もし具体的に、例えばの話で結構ですけれども、そんなことがあるのであればご答弁いただきたいと思います。

もう一点は、この米価の下落、需要減などの状況が続きますと、先ほど来申し上げているとおり生産基盤の弱体化が危惧されます。このコロナ禍と米需要の激減という嵐に例えて言いますけれども、この嵐が過ぎるのを布団かぶってじっと我慢をしているのか、それとも嵐が来ても十分に立ち向かっていけるような強い生産基盤をつくるべきと、そんなふうに私は考えますけれども、以前紹介した農業を利用したまちづくり、町長、覚えていますか。東川町の公設民営の酒蔵建設、それから蘭越町の薬用植物栽培、直近では美唄市のカゴメ、カゴメって分かりますね、カゴメとタイアップしたトマト栽培、こういったことがあちらこちらで道内あるのです。そういうものを検討していったらどうですかというようにお話ししたときに、農家、関係機関と協議していくべきものと、そんな答弁されたのです。それは、一理あると思いますけれども、逆に取ると自主的には検討するつもりないよと、受け身の姿勢だと、そんなふうにも私個人は理解もできるのかなと思いますし、こんなような今ご紹介した、ちょっと時計を見ながらしゃべっておりますけれども、このようなパイロット事業と言われるようなものについては産官学を使った事業が非常に多いのですけれども、非常に時間かかります。ですから、この事業の起案に当たっては企業、大学、普及センターなど関係機関に丸投げする、うちで特産物作りたいのだけれども、どうした

らいいだろうねと、こんなような投げかけをしていたのでは事は全く前に進みませんから、事前にさっき渡辺同僚議員から1番目の質問のときに地酒の話出ました。この間行財政でも私地酒の話しましたがけれども、戦略が必要なのです。この後まちづくりだとか、農家の振興につながっていくためにどうしたらいいのかというのを考えて地酒を造らなければ駄目でしょう。調子悪いから、一回やめます。これでは、やっぱりお粗末と言わざるを得ないのではないですか。ちょっと言葉はきつくなりましたけれども、町長はある意味インフルエンサーなのです。それだけのポジションにいるわけなのですから、リーダーシップを十分に発揮されて事業の起案に取り組んでいくべきと考えます。このことがピンポイントではありませんけれども、長いスパンで考えれば農家経営基盤の強化、また米価下落対策に、またまちづくりにつながっていくと私は考えておりますけれども、町長のご所見を伺って私の一般質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいまの広田議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

昨年、次期の農業支援が必要になれば、それについて検討するという話から始まっておりますけれども、米価の下落がここまで激しいというだけではなく、在庫量が先ほどは推計ですけれども、最悪の場合300万トンを目指していくのではないかとのご指摘もございました。私としましては、外食産業が非常に今追い詰まっている中では米の需要は非常に少なくなる、それからまた自粛した生活の中では肥満とか何かいろんな問題のために食べるのを自粛する、そういう意味では米の消費が落ちるとするのは非常に予想に難くない状況でございました。この下落の方向に対して町として今どう考えるかということですが、これは先ほど生産基盤の維持ということも含めまして、また議員ご指摘の平成13年、14年に米価が非常に下落したときにそれが復活するのが3年ぐらいかかったと。私も、これは例えばコロナが終わったとあって、そのまますぱっとそこから米価が戻るとは一切思っておりません。やはり二、三年かかるのかなというスパンで物を考えております。ですから、これに関しましては、単に今年度例えばどういうふうに支援するのかというだけではなくて、これがどれぐらい続くのかという予測を立てながらやっていかなければいけない周期的なスパンの問題になると考えております。ですから、これに関しては、先ほど私JAがと言いましたけれども、1つのJAの下に集合している3町という意味で3町で相談するという事で言ったつもりでございます。JAはJAで産業基盤としてどういうふうに自分たちのところを支援するかということ考えるべきですけれども、町はそれぞれ自分たちの町の産業基盤をどのように維持していくかということを真剣に考えなければいけません。そのある意味ではバランスを取るということで、相談をさせてもらう時期を持つという覚悟でございます。今国からの支援金がどうのこうのというお話されましたけれども、国は現時点で何かが起こってからそれに対する対策という形でお金を用意するところでもございます。ただ、コロナ禍に関しましては、ある程度予測が立つものに関しては少し早めに出すこともあると思いますけれども、まず国の支援が大きく必要にな

ることは間違いありません。その中から妹背牛の町財政を勘案しながら、町独自に何ができるかということのをそれこそ議会の皆さんと相談させていただきながら、適宜中期にわたる、あるいは長期にわたっていくのかもしれないこの問題に関して着手していく準備をしたいと思っております。

以上でご答弁とさせていただきます。

(何事か言う者あり)

○町長（田中一典君） それから、長期的なまちづくり、農業によるまちづくり、あるいは農業のパイロット事業の提案いろいろございました。私も頭の中で構想しておりましたし、担当課とも相談をずっとしてきたところがございますけれども、これからそのパイロット事業を考える若い人たちというのはやはり年代的にどれぐらいなのかな、30、40代ぐらいなのかなと思いつつ、そういう人たちと話し合う機会をこれからつくる必要があるなど。つまりうちの農政課とか、例えば私の頭の中だけで構成するのではなくて、現場の農家の人とどういうふうな町の作物を目指していったこの妹背牛町の農業の発展につながられるかという、そういう会合をこれから持つていく必要があるなど非常に強く思っている次第でございます。それがどういう形になるかはまだはっきり分かりませんし、産官学に丸投げするという気持ちは毛頭ございません。でも、それは、まずは私たち行政が旗を振って農政を引っ張っていくという前に現場の農家の人たちもどう考えているのかと、そういうところの話をしっかり聞くという、そういう会合をこれから私は検討していきたいと思っております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、午後につきましては1時30分より再開をいたしたいと思っております。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時30分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番議員、宮崎博君。

○1番（宮崎 博君） （登壇） 通告に従い、一般質問を行います。

新型コロナウイルスは、中国で発生後、イギリスでのアルファ株、インドでのデルタ株、そして中南米でのラムダ株と変異を重ねるごとに感染力が強まり、いまだに世界中で終息の気配が見えません。そんな中、人々が期待するワクチン接種も感染者が15分の1に、重症者、死亡者も減っており、確実に効き目が出ていると厚生労働省でも発表しているところでもあります。本町でも医療従事者から高齢者、そして64歳以下の人たちと関係者の

努力により順調にワクチン接種が進んでいると聞いております。しかし、このワクチン接種の予算執行者である町長がワクチンに対して理解が足りないのではないかと町民から疑問の声が聞こえております。町長は、私の知る範囲ではスポーツマンでもあり、ワクチン接種をできないような基礎疾患もあるようには見えませんが、なぜワクチン接種をしていないのか、ワクチンについてはネガティブな情報しかない中、町長が自ら接種を行い、町民に安心、安全を訴えることも町長として大事な仕事と思いますが、伺います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいまの議員のご質問に対しご答弁を差し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行している状況におきまして、確かに国が進めておりますワクチン接種というものの有効性が少しずつ確認をされております。また、一方でその中期、長期的な見解が示されていないというところで心配する声も出ているのも事実でございます。また、いろんなところで私自身でいいますと、私は確かにスポーツマンでございましたけれども、町長職をやりまして不摂生もたたって約10キロぐらい太ってしまいました。それで、ここでそのことを言うのは適当かどうか分かりませんが、ご質問がありましたので、私主治医と相談しましたところ、アレルギー性の反応が危ないので、ちょっと気をつけて考えたほうが良いという指導はいただきました。

ただ、町民が町長が先頭になって打って安全性を確認しろというようなことも言われたことも実際にございます。私は、自分が心配ということよりも、国が今推進しているワクチン接種のことについて新聞、それからNHK、テレビ、それとNHKがおとといでしたか、フェイクニュースに気をつけるようにという大々的なキャンペーンをやっておりましたけれども、ネット情報を調べながら、このネット情報というのは例えばワクチンに対して非常に危険性が高いというような情報をどこから得ているのだろうと非常に不思議に思いました。実は1年半ぐらい前からずっとその心配をしてまいりました。国は、もちろん感染症対策として臨時承認を今回新型コロナウイルスのワクチンに対して出したわけですが、どれぐらいの危険性が本当にあるのか、ネットで騒いでいるだけの危険性が本当にあるのかということをおはらずと悩んで考えてきましたところ、2か月ぐらい前に例えば薬自体、ファイザー製薬の薬、これ自体を審議した結果報告あるはずだということで調べましたら、手に入りました。それを読んでみますと、私が一番心配していたネット情報の中で気になっていたのは、1つは抗体をワクチンによってつくることによって、それによって逆に感染が増強されると、別の株に当たったときに増強されるという抗体依存性感染増強という、ADEと言われている、専門用語ですが、それがございました。2019年までは、このタイプの遺伝子ワクチンは一度も世界中で承認をされておられません。それも調べました。なぜ2020年になって緊急承認とはいえ抗体依存性感染増強ということクリアしたのだろうかということをおはしながら、政府のいろんなコメント、アナウンスメント聞いておりましたけれども、それは一度も聞こえてきたことはございま

せん。これなぜなのだろうと思いながら、先ほど言ったこれを調べてみますと、この中には審議結果報告書、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課というところが今回のコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン、申請者名、ファイザー株式会社、こういうところから出されております。私は、よくネットであります非常に刺激的な何か人口削減だとか、毒が入っているとかというようなことに対しては非常に拒否反応持っています、正確な情報が欲しいと、それが町民のためになるのではないかと思いながら調べさせてもらいました。その中で私が心配していた感染増強に関して書いてありますけれども、はっきり言いまして治験の期間が限られておりますので、本剤による疾患増強リスクを評価することは困難であると。ですから、現時点でこの薬、人での疾患増強リスクは不明であることから、製造販売後、つまりワクチン接種後に引き続き情報を収集すると。本剤の人での疾患増強リスクについては、製造販売後に引き続き海外の情報を含め情報収集し、新たな知見が得られた場合には速やかに情報提供を行うことが適切と考える、こういうふうに書かれている文言を見つけました。

ただ、もう一つは、私が心配していましたのは、今12歳の年齢の方に向けて感染予防のためにワクチン接種を進めるという国の方針がございまして動いてございます。私は、それ自体に反対するつもりはありませんし、私の一つの大きな立場は国の指示に従いましてワクチン接種を希望する方に速やかに接種を安全に行っていただくと、その使命は一方にございます。それから、一方で心配になるデータ化されたいろんな数字がありますけれども、私にとって町民というのはデータ化された数字ではございません。一人一人人生がございまして、それぞれみんな一生懸命生きていらっしゃると。この感染症に対するやっぱり予防のために打つべきか、それとも政府は安全、安心、ある意味ではあるときは副反応と言われまして短い間にすぐ打った後にあることに対してはアナフィラキシー、いろんな症状に対して手当てをするという準備はうちの担当でもきちんとしてきてもらいました。しかしながら、中長期にわたる影響に関してははっきりしたものはないという政府のこういう文言があったということは、私はこれは杞憂に属する問題ではなくて、ご本人が自分の健康に対して署名をしてまで受けるという点に関しましてはやはり非常に重い問題だなど。そのことに関しては、新型ワクチン、つまり新しく遺伝子の情報入れて私たちの体にその抗体をつくらせると、それを普通のお年寄りの方知らないと思います。昔の方法で作って毒を弱毒化して入れるということで、昔のやつだったら安心かもなということで受け取っていらっしゃるかもしれません。でも、そのことに関してある程度知識というか、私は少しは不安の要素もあるということを知りながら、少なくとも自分の主治医の方に関してはそれに関して相談をなさって納得してから受けていただきたいと、そういうポジション、そういうスタンスでございます。第3回目のブースター接種が国のほうから指示されましたら、その準備はもちろんさせていただきます。それから、受けるとか受けないことに関して私はどちらにしてもやはりご本人が決めるという決断の重さに関しては非常に敬意を表しているわけですし、それから私が心配している長期毒性に関してはそれが杞

憂であってほしいと、そんなことはないでほしいというのはもちろんあります。ですから、今宮崎議員から質問のありました自分も打って接種の先頭に立って打ったほうがいいのだ、安全なのだとするところまで私は言える気持ちにはなかなかかなりにくいと、そういう引き裂かれた気持ちで1年半過ごしてまいりました。

最初の答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1 番議員、宮崎博君。

○1 番（宮崎 博君） 町長、そうなのですか。町長は、何か過激な言葉を随分発しているように聞こえるのです。ワクチン接種については、究極を言えば打っても打たなくても個人の問題ですから、それはいいのです。でも、町長の場合、ワクチンに対してかなり否定的な不適切な発言が私の耳に入ってきます。この議場にも町長のこの言葉を直接聞いた人が何人かいると聞いております。また、先ほどの SNS の話でございますけれども、妹背牛町長、田中一典のフルネームで新型コロナについていろいろと投稿しております。新型コロナワクチンは打つべきか、その答えで町長は立場上打たなければならないときが来たら、国産のワクチン開発を待って打ちますと。本町で今接種しているファイザー製のワクチン、これに対して予算の執行者であるにもかかわらず、この言葉は接種に対して否定している、そのように思えてなりません。また、こんなことも言っています。新型コロナウィルスは、弱毒性なのに周囲が狂ったように怖がって理性に反してワクチンを求めていると。町長、この新型コロナウィルス、弱毒性ですか。世界で亡くなった人が45万人以上、日本でも1万6,000人以上の方が亡くなっておりますし、また多くの方が今後遺症で苦しんでいます。指定感染症で二種病原体と政府で認定をしております、炭疽菌だとかペスト菌などと同様になっております。また、医療費の個人負担、あるいは町の持ち出し等の観点から考えてもこの町長の発言はいかばかりかなと思うところでもあります。また、先ほども町長話していましたが、子供たちのワクチン接種について安全性の高いワクチンをもって日本国の若年層を杞憂だとしても、難しい言葉なので、私調べてみましたけれども、必要のない心配、取り越し苦労だとしても危険から守る姿勢を政府に要請したいと思うと、こう書き込んでおります。だったら、なぜこんな危険なワクチンに対して予算執行して子供たちに打たせたのか、打たすのか、ちょっと理解に苦しむところがありますし、また国にそういったこと要請しているのか聞きたいと思えます。町長が予算執行しておいて陰でワクチンを否定しながら、自ら接種をしていない町長を町民はどう思っているのか、これでは一所懸命頑張っている職員の方々も何か士気が上がらないのでないかと思っております。今の一連の発言について説明をいただきたいと思えます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ご答弁したいと思います。

この新型ワクチンに関しては、私はコロナウィルスがだんだん弱毒化していくということは考えております。ただ、ワクチンを接種することによって逆にウィルスは弱毒化だけ

ではなくて、感染拡大をしていく可能性があるというふうに言っているノーベル賞学者もおります。ですから、それは何が真実かはっきり言って今のところまだ分からないというのが現状でございます。ですから、私が先頭に立って危ない薬を打たないというよりも、私がなぜ町民の方にぜひ打つべきだというアナウンスをしなければならぬのでしょうか。逆に、私はそこに踏みとどまってこのことの重大性、つまり個人が署名をして受けるか受けないかを定める、つまり国が義務接種として行っているわけではないと。義務接種と言う場合には、安全性がほとんど確立されているという覚悟がなければ国も言えないわけです。ですから、そのことに関しまして士気が上がるとか下がるとかということではなく、私は自治体の長として粛々と準備はしなければいけない、しかしながら危険性に関して言われていることは充分注意して個人の責任において打たざるを得ないという、これは国が示した態度でございます。私は、それに関して圧力を加えるつもりも、それから手を抜くつもりもありませんけれども、心配だということの声に対して例えばワクチン接種担当大臣が全てフェイクだと言い切ったあの言い方に関してはちょっと疑問が残ります。そういうことに関して私は、国のほうにというよりも総合振興局に対して1市4町の町長、市長の集まりでぜひ薬の開発を頑張ってもらいたいと、それからどういうふうにしたらこれは終息となるのかという、そういう一つの目安を示してほしいと、いつまでも感染拡大、感染拡大、ある程度鎮まってまた感染拡大するということをワクチンだけで本当に抑え切ることができるのかと、そういう疑問を空知総合振興局のほうにビデオでの会議ですけれども、申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1番議員、宮崎博君。

○1番（宮崎 博君） 先ほどから町長、政府の方針に従って粛々とワクチンを進めていくというお話でございますけれども、なかなかさっきのSNSを見ていても町長の発言を聞いていてもそれとは何か乖離している、町長独自の考えが出ているというか、それは個人の考えだからいいです。だけれども、町長としていかなものかということを行っているのです。あれ見たら、町民はやはり不安を持ちます。町長がこんなこと思っている、いや、こうだと。これは、立場上やっぱりああいうようなことは言うてはならぬのだと、町長の立場として、私はそう思います。投稿することはいいですけれども、妹背牛町長の冠をつけてああいうことを言うことは、町民の中には町長と同じような価値観を持っている人ばかりではないと思うのです。今後そういうことで冠をつけないで発信したほうがよいのかなと、私自身はそう思っております。そしてまた、コロナ禍の今日、マスクと同じようにワクチンも私はエチケットだと、こう思っております。誰もみんなワクチンには副作用など不安を持っていますし、でも毒をもって毒を制するというように一般的な薬と同じように皆さん効果には期待しているのです。それを公の立場にある町長が町民の不安をおおるような投稿をしたり、言葉を発したりということは、私は絶対あってはならないと思

うのです。私も基礎疾患があり、心配していましたが、ワクチン、かかりつけのお医者さんに聞けば、一般的には基礎疾患のある人こそコロナウイルスに感染すると重症化しやすいので、接種したほうが良いと言われました。町長も先ほど町長になって10キロほど体重が増えたという話でございますけれども、町長職は激務だから体重なんか増えないと思っていましたけれども、それはそれとして、町長職は人と接することも多いし、陳情等で上京することも多いと思います。ぜひ自分のためだけでなく、周りの人への配慮も考えていただきたいと望みます。まだまだコロナの終息が見えない中、日本でも先ほども話がありましたように3回目のワクチン接種が検討されております。町長は、11月の町長選に再選を目指して立候補を表明しましたが、新型コロナ感染症とワクチンについて選挙公約の一部に入れるのか、いま一度町長の見解を伺って私の質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 議員の再々質問に対してご答弁を申し上げます。

私は、私が杞憂に思っている心配はもちろんないでほしい、それはご理解いただきたいと思えます。私は、自分の立場を使って高圧的にいろんな情報を流して打たせないということをするつもりはございません。ですから、先ほどの名前を出していたということに関しては、私も削除してこれから充分注意するつもりでおります。しかしながら、政府がワクチンを使うときにやはり長期的な毒性は分からないと、それから肝臓、それから脾臓、それから副腎、そして女性の方は生殖器のほうにたまるということがデータとしてやはり出ていて、それは全くうそではありません。ただ、それがそんな重篤な障がい将来的にわたってならないということを私も本当に希望しています。ですから、そのバランスの中で私も非常に苦悩しております。それは、私の考えというよりも国の考えがきちんと示されたなら、私もそれに充分納得して従えるのですけれども、やはり苦しい答弁をしております。厚生労働省は、充分検討の上、打ってくださいと言いますけれども、政府のアナウンスする形は打つべきだというふうになってきております。私は、その中で個人個人が非常に厳しいと思えますけれども、自分の健康に対して自分がしっかりと探していくと。それは、何かあったときに誰かが責任を取ってくれるとは限らない、もちろんお金で解決することもありますけれども、お金で解決する可能性もあるとは限らないと思えます。一人一人の人生を大事に真剣に考えて今回の事態に立ち向かっていっていただきたいと、私はそう思っております。もちろん政府の指示に従ってワクチンを接種する活動はしますけれども、旗を振って安全だからみんな打ってくれというふうなつもりは今のところございません。ですから、選挙公約にそれを議員おっしゃる形で書くという可能性はかなり今のところ低いと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で1番議員、宮崎博君の一般質問を終わります。

続きまして、8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） （登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第9次妹背牛総合計画の生涯学習の推進について、アンケートで今後10年間で整備が必要と思うという中で町民会館建設をと14.7%が回答しています。町民からは、いろんなビジョンが語られています。

お伺いします。町民会館を利用している方から、高齢者が使いやすいバリアフリー化やエレベーターの設置ができないかお伺いします。

2つ目は、町民と行政で建設計画を懇談会や説明会などを設けて聞くなど、時間をかけて話し合う場を設けることができないのかお伺いし、再質問を留保して終わりとなります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育課長。

○教育課長（山下英俊君） 町民会館の建設につきましてご答弁申し上げます。

現在の町民会館は、建設から45年以上経過し、老朽化が進んでいることから、第9次妹背牛町総合振興計画の中で令和9年度から建て替え工事を予定してございます。しかし、この建て替えにつきましては、財政状況を鑑みながら毎年見直しをかけていることから、事業年度がずれ込むことも想定されます。また、令和6年度から小中学校建て替え事業を予定しているため、学校建て替え事業の進捗状況を見ながら進めていくことになると思います。

次に、町民会館に求められる機能でございしますが、講習会、講演会の開催など地域の学習拠点としての機能、サークル活動など町民の交流拠点としての機能、災害時の避難場所としての機能など様々ございます。本町にとってどのような機能を備えた施設が必要なのか、今後検討委員会を設置し、検討協議をしていきたいと考えてございます。また、高齢の方や体の不自由な方など、どなたにも利用しやすい施設とするためにバリアフリーをはじめとしたユニバーサルデザインの採用やエレベーターなどの設置についても検討していくことになると思っております。その内容につきましては、住民説明会の開催や町民懇談会の場を活用しながら説明させていただきたいと考えてございます。

いずれにしましても、今後長きにわたり町民の皆さんの活動拠点となる施設でございします。町民の皆さんの多くの意見を取り入れながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） 今答弁した中でもありますけれども、町民会館の建設に関わる問題についてはプロジェクトチームをつくって町民の方々の意見を再度聞くような、そういう体制を取りながらやっていただく、そういうことをお伺いというか、していただくように努力、うまく言えませんが、つくることができないのかということをお伺いして最後の質問といたします。

○議長（渡会寿男君） もう一回質問趣旨端的におっしゃってください。

○8番（田中春夫君） 町民会館の建設に関わるプロジェクトチームをつくることができないのかということ再度お伺いして、終わります。

○議長（渡会寿男君） プロジェクトチームを立ち上げるという観点で答弁願います。  
教育課長。

○教育課長（山下英俊君） 再質問にご答弁させていただきます。

プロジェクトチームというお名前でございますけれども、先ほどの答弁の中でもお話ししましたとおり検討委員会がその役目を果たしていくのかなと考えてございます。皆様の意見を聞きながら進めていくということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○8番（田中春夫君） ない。

○議長（渡会寿男君） 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

続きまして、6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） （登壇） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたしたいと思えます。

先月の8月27日、北海道に3度目の緊急事態がなされ、しあさって9月12日日曜日に措置の期間が終える予定でございましたが、昨日のテレビ、また新聞等々で9月30日までの延期が北海道知事より政府に要請がなされ、今夕にも決定されるような運びになっております。本町においてもこの緊急事態宣言がなされた後、休館、そして時短、施設においては町民のみの使用となる場所がございます。残された期間、人出の減少がこの時期において痛恨の思いでございます。しかしながら、蔓延防止措置の期間もありましたが、本年4月より利用が始まった新宿泊施設ムービングハウス2棟、また併せてコテージ、このコロナ禍の中、たくさんの利用があったように思われます。また、隣接する遊水公園うららのウオータースライダー横には今はやりのムービングハウス型の更衣室、シャワー室、そして待望の売店が立ち並んだわけでございます。春のテレビ放送以来、何度かテレビで紹介され、町のホームページ、そして新聞、雑誌等々にPRがされておりました。そこで、夏季を終えた今、町としてこの事業の観光事業としての成果をお伺いしたいと思えます。

1つに、先月の8月末までの利用状況、また今後の取組における課題、また問題点等についてお聞きしたいと思えます。

次に、多くの子供たちでにぎわうウオータースライダーですが、安心、安全のため水質管理についてお伺いしたいと思えます。

1つ目に、水質検査は実施されているのか。

2つ目に、ウオータースライダー内の池ですが、その池の循環機能はどのようなものになっているのか、この2点についてお伺いしたいと思えます。

以上、再質問を留保し、質問を終わりたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） まず、議員1つ目のご質問のムービングハウス及びうらら公園内の売店の利用状況についてご答弁申し上げます。

ムービングハウスにつきましては、今年4月に2棟オープンしてございますが、4月から始まりまして8月までのご利用いただいた延べの棟数を見ますと、4月が10棟、5月が13棟、6月が15棟、7月が31棟、8月が48棟、合計でいきますと117棟のご利用がございました。これに係ります売上げにつきましても、まだ8月の会計処理が確定してございませんが、概算ということでこの4月から8月の5か月間で106万4,000円の売上げがございました。ムービングハウスにつきましては、大変好評で徐々に利用者も増えてございます。7月には稼働率が50%、8月には77.4%と夏休み中の期間ではございますが、平日のご利用も若干増えてございます。

次に、今年7月20日にオープンしましたうらら公園の販売所につきましては、ウォータースライダーの営業している7月から8月の間のみ販売してございます。かき氷ですとか、フランクフルト、ドリンクなどを販売しているところでございますが、今年の夏は特に暑かったためにかき氷はかなり売れてございます。多い日には1日で260個売り上げたこともございました。販売所の全体の売上げで見ますと、7月は20日から始まりまして、12日間で69万円ほどでした。8月に入りまして一気に気温が下がったこともございますし、公園の利用者も減ったことがありまして、特に雨の日には休業としたこともございました。8月につきましては、22日間の販売で7月と同じ69万円ほどでございます。実質34日間でおよそ138万円の売上げとなりましたが、そこから原材料費や販売員に係る人件費などを差し引きますと利益はおよそ半分ぐらいになるというふうを考えてございます。

今後の課題、問題点ということでございますが、ムービングハウス、うらら公園販売所ともに妹背牛振興公社が運営してございますので、公社職員と町側とで定例会議等の中で本年の課題をしっかりと洗い出して来年に向けての改善、また新たな取組ができるかどうか検証、協議をしてみたいというふうを考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2つ目のご質問のウォータースライダーの水質管理についてご答弁申し上げます。まず、水質検査は実施されているのかという点でございますが、ウォータースライダー及び遊水路の水質については厚生労働省の基準で設定されてございまして、その基準範囲内の遊離残留塩素濃度があれば十分な消毒効果があるというふうに定義されてございますので、毎日2回うらら公園でも残留塩素測定器を使用しまして残留塩素の測定を行い、水質管理を行っているところでございます。

次に、循環機能はどのようなものかのご質問でございますが、ウォータースライダー、遊水路では地下水を使用してございます。遊水路を流れた水がポンプ室内にある貯水槽にたまりまして、そこから水中ポンプでくみ上げ、ろ過装置を通りましてウォータースライダー、遊水路へと循環する仕組みとなっております。また、ポンプ室内には塩素を投入する機械もございまして、そちらのほうで公園の利用人数、残留塩素濃度などを設定して調整することができることになってございます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） 1つ目の売店のことなのですが、町のホームページにも軽食という言葉が書いてあったかなと思います。中で私も孫を連れて一、二度行ったのですが、7月の始まって間もない時期だったのですが、フランクフルトだけが軽食の類いとしてあるのかなと、僕はそのように理解したのですが、その後メニューは増えたのか、それが1点聞きたいのと、そのたまたま行ったときなのですが、子供さんが11時の開店間もなくフランクフルトを買いに行ったら品切れということをおっしゃられたようなのです。開店早々品切れなんていうことは、おおよそあり得ないと思うのです。これってやっぱりお店屋さんのもとより、こういう販売所には業務日誌、日報なりがあると思うのです。その中に書きづらいことは書きづらいだろうけれども、その業務日誌の中にお客さんからの当然クレームもあったと思うのです。品切れだった理由を書き、またお客さんからこういうお言葉をいただいたというような、その業務日誌のようなものがちゃんと整備されているのか、売店についてはその2つをお聞きしたいなと思っております。

それと、ウォータースライダーなのですが、僕も勉強不足で毎日2回検査されているというのは今初めて聞いたわけなのですが、これは皆さんご承知かと思うのですが、東川のキトウシ家族森林公園でしたか、あそこにも水遊びの設備があるのです。あそこには、ウォータースライダーはなくて、ただ自噴する噴水があって、そこも地下水を使って利用されている。実際ウォータースライダー、妹背牛のは本当に道内でも5連ですか、あるのです。札幌市内に五、六か所ウォータースライダーあるのですが、プール方式の規格になっていて、でもウォータースライダーに関しては2連、あっても3連しかない、特別妹背牛のウォータースライダー人気あるというのは子供たちを待たせないということなのです。ただ、その子供たちを待たせない、来るのだけれども、親御さんはあまり中に入らない、ただ水質的にちょっと汚れているような気がするという方の言葉も聞くのです。そこで、先ほど申し上げたキトウシの森林公園の噴水の中は、毎週金曜日に朝からお掃除が入るわけです。あのプールの中を全部掃除するそうです。そして、当然時間がかかりますから、金曜日に関しては3時頃からのスタートになるという話なのです。本町において清掃についてはどのようにされているのか、ウォータースライダーに関してはそこをちょっと知りたいと思いますので、答弁いただきたいなと思っております。

以上3点ですが、よろしく申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

まず、公園の売店のメニューについてでございますが、軽食のメニューとしましては確かにスタートのときはフランクフルトのみでございましたが、その後焼きそばの販売も行ってございます。いろいろあの場で調理できるものだとかできないものもありますし、保

健所の許可の関係もありますので、なかなかやりたいメニューが即できるかといったら、そうはならないので、これも含めて今後の課題というふうに考えてございます。

それから、先ほど議員おっしゃられた朝開店のときに行ったときにもう既にフランクフルトがなかったという件なのですが、恐らく7月の26と27のことだと思うのですが、実はその前3日間におきましてかなり予想を超えて売れたということで在庫がなくなりました。それで、しかもなくなった時点で土日を挟んだということで新たな仕入れの追加ができなかったということで7月の26、27の2日間はフランクフルトの販売ができなかったということでございます。このことにつきましては、当然仕入れの見込みの甘さですか、大いに反省すべき点だということでペペルとの定例会議の中でも振興公社のほうからしっかりと報告も受けてございますし、先ほどおっしゃられた業務日誌についても当然記載して売店から振興公社のほうに報告は行っているところでございます。

それから、ウォータースライダーに関してでございますが、清掃につきましては特に2か月間は停止しないものですから、営業が始まる前に毎年ウォータースライダー自体の塗装工事とかはしていますが、その後循環型ということで特段使用を制限して清掃するということは特別な理由がない限りは行っていないものと思います。結局砂場だとかにもつながっていますので、どうしても水質というか、水が汚れてしまう部分があるので、逆に水もそうなのですが、利用者の足が汚れてしまうということでシャワーを設置したりだとかというような対応はしてございますが、水質検査自体は先ほど申し上げましたが、規定の範囲内ということで問題はないのですが、水自体が汚れているというところは私も実際見てそう感じることも正直ありますが、それに関して利用者からの苦情等というのは特段ないといえますか、正直かなりご利用いただいて混み合った状態という部分もありますので、なかなかその間に止めて清掃というのは難しいのかなとは思いますが、何かそこら辺水がきれいになるような方法だとか、そういう対応ができるのかどうかをまた含めて協議、いろいろ調べてみたいというふうには考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） 最後のウォータースライダーの件なのですが、公園整備されてから、当初平成7年から10年かけて公園が出来上がったということで経過年数も23年ほどたっているように思います。その中で今課長がおっしゃられたとおり、あのプールの周りの砂等々が入って、これは高齢者事業団の方に聞いたのですけれども、雨が降るたび砂が入ると、そのたび事業団の方が朝ですか、その砂をすくい上げに行かれています。原因は、水質検査して有効に利用できるのは分かるのですが、見た目の感じとして非常に父兄の方が首をかき上げる水のようなのです。そんなこともあって町としては、いろんな第9次の計画だとか、せんだっての過疎地域の計画等にも公共の施設を適切な管理運営をして

いきたいというような旨を書いてありました。そして、これだけPRされて道内に知れ渡った妹背牛町です。交流人口を増やすという町の目的もある中で、やはり人を逃がさないためにもウォータースライダーに関しては、優先順位はあろうかと思えます、財政には。でも、やっぱりそのことを踏まえた中で将来的にあの状態ではいかなものかと思うわけなので、考えてみて計画の1番でなくても2番、3番手ぐらいにはやっぱり計画の中に入れて早期に対応していただきたいかなと思ってございます。それについて1つお答えいただきたいと思えます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 公園につきましては、遊具も含めた形で今後計画的に修繕、もしくは必要であれば入替え等も行いたいと思えますが、それと併せた形で遊具に關しましては先ほどの答弁でも申し上げましたが、令和4年に実施します。その後の計画というのは、具体的に今財政状況に応じた形でないとできないのですが、今議員おっしゃられたとおりそこら辺の対策が何かできるかどうかというのも調査含め探っていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で6番議員、佐々木和夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては2時35分といたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

○議長（渡会寿男君） 再開いたします。

◎日程第10 認定第1号ないし日程第16 認定第7号

○議長（渡会寿男君） 次に、日程第10、認定第1号 令和2年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第7号 令和2年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての以上7件を一括議題とします。

朗読は省略します。

あらかじめお諮りします。本7件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査したいと考えておりますので、説明は簡潔に願ひたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、詳細な説明は決算審査特別委員会で求めたいと思えますので、簡潔に説明願ひします。

議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君）お諮りします。

本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）異議なしと認めます。

したがって、本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時11分

○議長（渡会寿男君）再開します。

◎日程第17 議案第39号

○議長（渡会寿男君）日程第17、議案第39号 妹背牛町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君）これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第40号

○議長（渡会寿男君） 日程第18、議案第40号 令和3年度妹背牛町一般会計補正予算（第8号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（滝本昇司君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第41号

○議長（渡会寿男君） 日程第19、議案第41号 令和3年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第42号

○議長（渡会寿男君） 日程第20、議案第42号 令和3年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（西田慎也君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第6号

○議長（渡会寿男君） 日程第21、発議第6号 妹背牛町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1番議員、宮崎博君。

○1番（宮崎 博君） （登壇） 発議第6号 妹背牛町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、人口減少及び行財政改革の下、多くの議会が改革に取り組む中、本町においても昨年の6月に設置をした議会改革特別委員会において議員定数の検討を行ってまいりました。検討に当たっては、議会の活性化を念頭に適切な議会構成として議選の監査委員や特別委員会の審議の在り方など議会運営全般にわたり様々な角度から議論をしております。これまで5回にわたる特別委員会を開催し、議員定数の削減に一定の方向性が確認され、定数を1人削減し、9人とする意見が多数を占めたことにより、今定例会に

議員発議として提出するものであります。

なお、附則で、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（渡会寿男君） 質疑は省略いたします。

これから討論を行います。

8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） （登壇） 本件について反対いたします。この間の議論に当たっては、明確に反対の意思表示をしてこなかったことについては適切な対応ではなかったことと反省しています。ここで改めて私の態度表明といたします。

以上です。

○議長（渡会寿男君） これより発議第6号の件を採決します。

本案については、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第7号

○議長（渡会寿男君） 日程第22、発議第7号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第8号

○議長（渡会寿男君） 日程第23、発議第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 発議第9号

○議長(渡会寿男君) 日程第24、発議第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 発議第10号

○議長(渡会寿男君) 日程第25、発議第10号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 閉会中の継続審査及び所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(渡会寿男君) 日程第26、閉会中の継続審査及び所管(所掌)事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の審査及び調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(渡会寿男君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(渡会寿男君) 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。

町長。

○町長(田中一典君) 第3回定例会を終えるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議の上、全議案可決、また認定いただき、ありがとうございました。ま

た、いただきました一般質問に関しましては、行政推進のための貴重なご指摘と受け止めて、担当課を中心に鋭意検討させていただくつもりでございます。

最後になりますが、豊穰の秋に当たり収穫作業が始まろうとしております。安全な作業で無事に終わられますようお願いをいたします。また、寒暖差の激しい季節となりました。議員の皆様には、体調に充分気をつけられまして、町民の負託に応えられるようお元気でお過ごしなさいますようお願い申し上げます。ご挨拶と代えさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡会寿男君） これで令和3年第3回妹背牛町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員